

令和5年第2回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和5年3月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月14日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子	2 番 長 良 俊 一 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 ま ち 未 来 推 進 室 参 事 観 光 産 業 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 西 谷 英 輝 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 末 永 潤 子 乾 充 喜 岡 田 康 裕 酒 井 智 志 竹 吉 一 人 浦 井 久 嘉 寺 口 浩 代 島 野 千 洋
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 5 年 第 2 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 5 年 3 月 1 4 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	6 番	植田 いずみ	1 適切な管理で経費節減を 2 町立図書館の資料費予算の増額を
2	2 番	長良 俊一	1 学び、子ども達を支える 2 『こどもまんなか社会』実現図る 3 町道路線について 4 町長の地域経営
3	7 番	山口 昌亮	1 櫛原山林のメガソーラー開発について 2 インボイス制度への町の対応について 3 椿井地区への商業施設の誘致について
4	1 2 番	馬本 隆夫	1 平群町役場出張所を南北に開所しては 2 新庁舎建設計画について 3 デマンドタクシー本格運行について
5	9 番	山田 仁樹	1 若い世代の定住促進と近鉄生駒線の利便性向上 のための協議について 2 町営住宅の特定入居並びに空家募集予定状況と 改修・改装状況について

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆様、おはようございます。

井戸議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は9名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号6番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○6 番

おはようございます。それでは、2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目、適切な管理で経費節減をということで、平郡駅前のトイレの清掃委託費が年間約180万円、消耗品費を含んでおりますが、それを超えています。1日2回の清掃で、1回当たりの単価が2,100円、365日、年末年始の6日間は1回2,600円ということです。

先月の全員協議会で、緊急財政健全化計画、令和4年度改訂版で、とにかくまだまだ財政が大変だから、一定の住民負担増や制度廃止の検討にも切り込んでいくとのことでした。しかし、適切な経費の見直しも当然行われるべきです。駅前トイレの委託料は、1年365日、1日2回という清掃体制ですが、1日のトイレ利用がどれぐらいあるのか、季節によって利用者が多いときとそうでないときの清掃回数や清掃日の間隔など、適切な管理をすることで経費も節減できるように見直すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、町立図書館の資料費予算の増額をということです。

総合文化センターの一角に念願の町立図書館がオープンして、喜ばれた町民の方もたくさんおられました。数年たってもなかなか蔵書数が増えず、いまだに本棚に空きスペースが多く見られます。平群町の年間資料予算を見ると、

県内にある11の町立図書館の中で10番目、245万円。これは新聞とか、あるいは雑誌なんかも含めますが、住民1人当たり137円という状況です。斑鳩町や三郷町の3分の1以下の予算しかありません。住民の方々からも、「全体的に本が少なく、新刊書も数が限られている」「雑誌数も少なく、最新雑誌は貸出しできない」などの声もお聞きをしています。

10番目の平群町立図書館の資料予算と9番目の上牧町立図書館、こちらは463万円で、200万円以上の差が生じています。資料予算が少な過ぎて、せっかくの図書館が十分機能を果たし切れていません。少なくとも予算の倍加を早急に行うべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上2点にわたって明確な御答弁、よろしくお願いたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、植田議員御質問の1項目め、適切な管理で経費節減をについてお答えいたします。

平群駅前トイレは、現在、毎日午前・午後に各1回ずつ、1日2回の清掃委託を行っています。トイレを利用されている方の人数は把握しておりませんが、駅利用者が多くを占めています。清掃委託先のシルバー人材センターにトイレの利用状況を聞き取りしましたが、利用頻度や汚れ具合は季節や天候にも大きく左右されることから規則性がなく、また、観光シーズンには多くのハイキング客が利用され、汚れ具合も多く、消耗品の減りも早いと聞いております。そういったことから、今後の清掃回数等については、利用状況の把握に努め、検証の上、適切な管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○6番

ありがとうございます。駅前のトイレがスタートしてから、ずっと気にはなっていたんです。結構、金額的に張るしと思って。どれぐらいの利用者があるのかって聞いても把握をされていないということですので、やっぱり1日2回というのは、なかなかそこまで丁寧にやっているととは思いませんね。そういう意味では、きちっとですね、そこら辺、適切な管理というところではですね、やっぱり見直していくべきだというふうに考えます。これは早急に行っていただきたい。今年度も昨年度と同じだけの予算を組んでいますけれども、そこはきちっとシルバーとも話をしてもらって、利用者が多い時期にはね、2

回ぐらいやらないとやっぱり対応ができないというんでは、それはいいんですけども、そういうめり張りをつけた形で、少しでも経費の節減ができるというところに努めていただきたいというふうに思います。これはぜひお願いしておきます。

また、この駅前のトイレに限らずですね、ほかのところでも、ずっと委託なり何なりという形で費用計上しているけれども、本当にその費用計上でいいのかどうかというのをね、いま一度やっぱり全体的に見直すということで、経費節減の中でですね、できるだけ住民負担を避けていくということが行政の、私は取るべき対応だというふうに思いますので、ここは今回たまたま目について提起をさせてもらったんですけども、いま一度やっぱり行政として、全体的にね、本当にこれでいいのかというのをちゃんと検証していただきたい。そういう中で、少しでも経費節減につながる、住民サービスを落とさず経費を節減していくという方向でやっぱりやっていただきたいなというふうに思います。これはお願いしておきます。

この件については以上で結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、2点目の町立図書館の資料費予算の増額をについてお答えさせていただきます。

町立図書館の資料費予算についてですが、図書館の収容想定冊数は8万冊ということなんですけども、本の大小がございまして、実際には約7万冊程度を目標としているということでもあります。令和5年1月末現在の蔵書数は5万6,474冊でありますので、目標達成までにはですね、あと1万3,526冊増やすということが必要になるということになってまいります。

図書館の機能が十分に果たし切れてないとの御指摘でございますけども、今ある蔵書の回転率を見ますと、年間の蔵書の貸出し冊数を保有蔵書冊数で割った数字、これが回転率なんですけども、令和3年度では1.6回と、県内の町立図書館中では2位というふうな状況でございます。このことからしますと、蔵書については効率よく利用されているのではないかなというふうに考えております。

資料費の予算についてなんですけども、財政が厳しいときですけども、ニーズのある新刊を基本に増やさなければならないというふうに考えておりますので、このためにも、引き続き予算確保には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ 6 番

蔵書の回転率が県内でも高いほうだというふうにおっしゃっているんです。それはそうなのかもしれへんけど、それはだけど、基本的に予算が少なくて購入する本が少ないから、いうたら返ってきたらすぐそれを待ってという形で利用されてるだけであってね、これが十分、やっぱり新刊でもですね、3冊あるのと、5冊あるのと、10冊ずつあるのとは違うわけですから。当然、少ないから皆さん順番待ちをして、戻ってきたらすぐ借りるという形になっているだけだと私は思います。そういう部分では、せつかくあそこにあれだけのキャパの図書館を造ったわけですから、それに見合う資料費というのをね、やっぱりきちっとこれを確保すると。図書館というのは生き物ですので、資料なんかも年を追うごとに変わっていくわけです。新しいものが出てくるわけですから、そういうものをきちっと住民に提供できる体制というのはね、やっぱり取るべきだと思うんですね。

雑誌数にしても、県内の中ではもう桁が違うんですね。三郷と斑鳩と比べたら3桁、130冊ぐらい毎月そういう雑誌、機関号もあるかもしれませんが、そういうのもあるのに、平群は40冊程度しか購入できていないというふうな状況もありますので。そういう意味では、住民の方からもね、最初にも言いましたように、「やっぱり少ないよね、本が」って。この間も三郷町とか斑鳩町、今まで平群町の住民の方が本を借りに行ったりとかということができていましたが、もう全く、コロナのこともありますが、今後、三郷町も斑鳩町も町民だけにしか貸出しをしないということで。生駒についてはね、施設の相互利用というのがありますので、それはあるんですけれども、そういう部分では、平群町の中でですね、住民のそういう要求をどうカバーしていくのかということですので、そういう意味でも、あまりにも年間240万円というのは低過ぎるんじゃないかというふうに思うんです。

図書館の充足率という部分でも、平群は現在80%ぐらいの充足率しかありません。ただ、県内のほかのところはもうほぼ100%という状況になっているというふうにもお聞きをしておりますので、やはりそういう部分ではですね、住民の要求をきちっと満たしていくというんですかね、やっぱりここを上げていくということは必要かと思います。ただ、上げるという部分でですね、何でもかんでも入れたらいいというものではないと思います。やっぱり常に新しいものを入れていく、それで住民の方にそういう本なり資料を提供していくとい

うことは必要なんですけれども、これ、今200万円、できるだけ増やしていきたいということなんですけれども、ここ数年、ずっと同じ金額しか上がってきてないんです。町長自身、この図書館の費用が200万円というのはどのように見ておられるのか、この点についても聞いておきたいと思います。これ、やっぱりもう最初のところ、1問目に言ったような適切な管理で経費を節減するって、そういうふうなのを出して、それをまたそういう費用、住民の知的な要求である、そういう図書館の充実というのに充てていくべきだと思うんですけども、この200万円ということについて、町長自身はこれで十分だというふうにお考えでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

200万円について、十分かということをおっしゃいましたが、それは先ほど質問でも頂いていますとおり、他の図書館と比べましたら若干少ないというふうなことがありますので、これにつきましては、最初の答弁でも述べさせていただきましたけども、できるだけ増やしていくように努力したいということです。財政のこともありますので、その辺につきましては、いろいろ協議の中で検討していきたいと思います。

○議長

植田議員。

○6番

本当に検討していただきたいというふうに思います。若干少ないではありませんよね、これ、予算。全然違います、3分の1しかないんですからね、近隣の図書館に比べて。ここはね、やっぱりどう住民のそういう知的な要求を満たしていくのかということが、私は住民サービスの観点からも大変必要だと思いますので、もうこの点についてはぜひ、そういう努力がこの間、全然見えませんので、図書館司書の方々、そういう中で本当に頑張って選書もしていただいているという状況もありますし、ボランティアの方々の協力も得てやっているところもありますので、それに応えられるような予算をきちっとつけていただきたい。これは強く求めておきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

午前9時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 （午前 9 時 1 4 分）

再 開 （午前 9 時 2 5 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 2 番、議席番号 2 番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○ 2 番

議席番号 2 番、発言番号 2 番、長良俊一です。どうぞよろしく申し上げます。今日、朝、読売新聞に「マスクは自己判断で」ということですので、カメラも映っていますので、男前に映してもらえますようによろしく申し上げます。それでは始めさせていただきます。

令和 5 年 3 月定例会は、私にとって 1 6 回目の一般質問の機会となります。この 4 年間の私の一般質問は、教育・財政を主にさせていただきました。その理由は、他の市町村に後れを取ることなく、住んでよかった町、平群町になればと考えているからです。

私の定例議会ごとの質問のテーマは、本町の現状を客観的に捉え、今後考えてほしい取組事業、私の質問で、本町が取り組んでいるが発信し切れていないことを質問することです。議員の役目を果たすべく、取組には欠かすことのできないものとの 4 年間で実感しました。しかしながら、令和 2 年 1 月に確認されたコロナウイルスの影響を受け、いまだに収まる気配が感じられず、マスクを外すことができない日々が続き、以前の暮らしが遠い昔に思えてなりません。総じてこの 4 年間の振り返り、進捗状況や今後の展望を確認させていただきます。

1 番、学び、子どもたちを支える。

令和 5 年 2 月 6 日発行、日本教育新聞で、奈良県生駒市教育改革担当、尾崎えり子氏の記事を読み、政策を打つことの重要性を考えさせられました。毎定例議会に教育関係について欠かすことなく質問させていただきましたが、この 4 年間でどのように改革し、改善しているのかお聞かせください。1 番、ICT 教育の充実のための進捗状況。2 番、先生方の働き方改革。3 番、学校施設について。

最後に、平群町教育大綱の文面に「新たな教育施策を交え、学校、家庭、地域、行政の一層の連携の下、新たな時代に向けたまちづくりへとつながってい

くことを期待し、推し進めてまいります」とありますが、今後の展望をお聞かせください。

続いて、2番です。「こどもまんなか社会」実現図る。

4月に、新しい省庁として、内閣府にこども家庭庁が発足します。これまで各省庁が別々に行ってきた子ども政策の総合調整を担い、子どもの視点に立った政策の司令塔としての役割が期待されています。本町も関係部局が連携できる体制づくりが必要と考えますが、進捗状況をお聞かせください。

続いて、3番です。町道路線について。

令和5年1月発行の町行政の現状と展望を読ませていただきました。暮らし、環境、産業、教育、安心・安全、行政経営と多岐にわたる項目がある中、生活道路である道路環境について記載がないのが残念でなりません。本町は町道路線が毛細血管様のようにつながり、主要道路につながっています。防災的な観点からも、計画的に進めていくことが必要と感じます。展望をお聞かせください。

続いて、最後、4番です。町長の地域経営。

現在、本町の財政状況は大変厳しく、奈良県より重症警報が発令されています。県の重症警報を受けて策定した緊急財政健全化計画を着実に実行し、自主財源や奈良県の支援を受け、地方債の繰上償還を実施しました。その結果、将来負担比率、実質公債費比率、経常収支比率は下がりました。改善されました。今後もこの取組を続けることで、安定した財政運営を続けていくことが、お世話になった方々への恩返しになると考えます。

現状、本町は売却予定地の土地が売れない、老朽化施設の補修・解体撤去、道路幅拡張、維持管理など、大きな予算がかかる案件がたくさんあります。予算に限りがあり、緊急性を要する案件より随時執行するとの答弁が目立ちますが、先送りばかりではまちづくりとは思えません。国・県に実情を訴え、パイプを太くし、ヒントを頂くことが必要と感じます。

令和4年6月定例会で、埼玉県の比企郡鳩山町、兵庫県明石市などを例に挙げ、少子高齢化社会の中でも改善を尽くし、努力されている市町村を紹介させていただきました。先日、岡山県勝田郡奈義町の令和元年合計特殊出生率2.95達成の話題をテレビで拝見しました。本町との取組の違いをお聞かせください。

また、指針として財政健全化を目指すことの重要性は理解できますが、投資的経費抑制を継続することで、リバウンドも考えられます。町の計画は儉約に努めるばかりで、明るい未来を示してないように感じざるを得ません。方針をお聞かせください。

以上4点です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の大きな1項目め、学び、子どもたちを支えるの御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目のICT教育の充実のための進捗状況ですが、国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台のタブレット端末や、学校のインターネット通信設備、大型電子モニターなどのICT教育環境を整備し、これらを効果的に活用した授業を実践しています。文部科学省では、今後もGIGAスクール構想に基づき、ICT教育の充実・強化を進めていく方針であり、引き続きICT教育の充実を図ってまいります。

2点目の先生方の働き方改革ですが、奈良県統合型校務支援システムの導入、部活動指導員の配置、教育職員の勤務時間の上限規則の制定などの改善を進め、長時間勤務を抑止し、働き方改革に取り組んでいます。文部科学省では、今後も働き方改革の一環として、部活動の地域移行やICT教育の高度化、教育のDXなど、教育改革の方針を打ち出しており、引き続き働き方改革を進めてまいります。

3点目の学校施設についてですが、本町では、建物の耐震補強をはじめ、トイレの改修、空調設備、インターネット無線通信設備などの整備を行ってきましたが、喫緊の課題は、施設の経年劣化などの老朽改善であります。学校施設を長く良好な状態で使用するため、学校施設の長寿命化計画を策定し、現在、中学校の長寿命化改修に向けた基本計画の策定を進めています。引き続き学校施設の必要な改修を計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

御答弁ありがとうございます。僕、質問させていただいたときに、16回、もうずっと教育について毎回質問させていただきましてね、今、教育部長に答弁いただいたの、僕が16回質問させていただいた、総合的に僕も思い浮かべるところです。

一つお願いがあります。1番、2番、3番と質問に答えていただいた中でね、次に、やはり令和5年、6年、7年と子どもを預かるために、建設的にね、建物についてもちゃんと検査してやっているとというふうに答弁いただいています

が、緊急性を要するときに、例えばこうやって、今回、令和5年度にトイレ改修だとか、いろんな形で補助事業のメニューを探してやっていただいていると思いますけれども、やはり小学校6年間、中学校3年間、保育所も入れたら、小さい赤ちゃんから小学校に入るまでのこの15年間を、子どもを預かる教育部門としてね、緊急性を要したときはすぐに対応すると。令和5年度も予算の、できる限りのことはしてるけれども、急にというたときに、随時、大丈夫やと、行政として受けて立つんだというような、僕は答弁を頂いたら、もう今日の教育部門については満足なんですけれども、それだけ一言答弁いただけますか。お願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

今質問いただきました緊急性が出た場合という話ですけれども、これにつきましては、もちろん財源もある場合もございますので、内部できっちりと、教育委員会、町とも協議した中でですね、できるだけ速やかに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

ありがとうございます。昨日たまたま、例を挙げて申し訳ないんですけど、中学校へ通ううちの息子がね、雨だったもんで、母親が校門まで送ってあげるといふふうに言った。でも、学校へ、もう平群町は中学校が1校しかないもので、遠いところの親御さんはどんどん校門に向けて、学校へ送りつけて、降ろしていくところの、先生方の駐車場が水たまりがいっぱいやと、飛んで歩いておるといふふうに教えていただきました。予算に限りがあるけれども、毎日のことなのでね、そんなところもぱっと言われたら、さっと教育委員会も対応してあげられるように、すみませんけど、無理強いして悪いんですけど、また期待に応えてあげてください。

これから教育行政、どんどんどんどん変化がある。その中で、先生も教育長もいろんなことを考えて子どもたちをお預かりしていただいていると思いますから、これからの展望を、教育長、最後に一言お願いできますか。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、今後の教育の展望ということでございますけれども、いわゆる子どもたちの健やかな成長を保障していく、こういうことから考えていきますと、学校教育のみならず、様々な機関が連携をして関わっていかねばいけない、このように考えております。

一つの方向から光を当てますと、必ず逆方向には影ができてしまいます。子どもたちの成長過程で、影の部分をつくらないという取組が必要ではないかな、このように考えております。そのためには、議員も述べておられますように、家庭や学校、そして地域行政などが、様々な機関が様々な立場で一人一人の子どもたちに関わっていくこと、これが非常に重要だと思っております。今現在、ハード・ソフト両面におきまして大きな課題が山積をしております。教育現場としっかり連携をしながら、一步一步確実に前進をしていきたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

長
長良議員。

○2番

急な答弁、ありがとうございます。僕はもうホットなまちづくりが、子どもが、にぎわいができる、本当に町だと思えます。予算がこれから、4月1日から始まる中でね、ホットなまちづくりを、教育長も副町長も町長も、皆さん3者とも目指していると思えますので、どうか行政の方々、リアルタイムで対応してあげる、年に1回の予算執行ですけれども、リアルタイムでやる、そういった思いでやってください。どうぞよろしくお願いします。

この1番については、これで結構です。

○議長

長
総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めのこどもまんなか社会の実現についての御質問にお答えいたします。

こども家庭庁の発足に伴う本町の関係部局が連携できる体制づくりの進捗状況についてですが、令和5年4月より、国の施策として、全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔としてこども家庭庁が創設されることとなっております。平群町の子どもに関する施策に関しましては、これまでも福祉こども課、健康保険課、教育委員会総務課が連携し、常に教育・保育に関する事項や子どもの家庭生活に関する事項の情報共有をしながら、子どもを中心とした対応に努めているところでございます。

今回、こども家庭庁の創設に伴う関係部局の連携につきましては、現在、具体的に子ども施策にどのような影響があるのか不透明な状況ではありますが、これを機会に、改めて子ども目線に立ち返り、関係課による検討会議などを行いながら、体制づくりの強化を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

総務部長、ありがとうございました。僕は2番目の質問をするに当たり、総務部長に答えを頂くとは思いませんでしたから、福祉やいろんなところで考えたところであって思っていました。だから、総務部長に答えていただいてびっくりしたんですけど、僕の勉強不足やったんですけど。

これからこどもまんなか社会に当たってね、僕はなぜそういう言い方を冒頭にしたかという、やはり役場は縦軸・横軸としながらも、僕が考えていた以上にやっぱり、総務部長がお答えいただくということは、縦課・横課の連携の強化がもうこれでできてきたんやなど。僕が思った以上に、やっぱり総合的に総務部長は見てくれていたんだな、その答弁やったんやと。

これからもね、いろんな角度から、若い世代を呼び込むためには、やはりいろんな役場へ、ぼっと引っ越してきてくれはったときに、たったたつたつたつと回ってもらって、「平群町は便利やで」と。若い世代の今のスピードは、やはりスマホじゃないですけども、物すごく早い。若い世代が若い子を呼んでくれるんです。年のいった人生の先輩方には失礼ですけども、若い子のスピードに合わせて行政が動けば、もっともつとにぎわいがある、いろんなことを打っていけるとお思いますので、これからもね、新しいこどもまんなかに向けて、総務部長も、申し訳ないですけども、汗をかいてあげてください。

僕の再質問は、この件についてはありません。これからもまちづくりのために、どうぞ頑張ってやってください。よろしくお願ひします。この件についてはこれでいいです。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、長良議員御質問の3項目め、町道路線についてお答えいたします。

本町の道路整備については、鳴川路線、川原路線、平群駅前線などの主要幹線道路の改良・拡幅をはじめ、既存歩道のバリアフリー化や橋梁長寿命化修繕などの様々な事業を、国の補助メニューを活用しながら計画的に実施していま

す。生活道路等の整備についても、自治会要望や老朽化等に伴う修繕・改修箇所が数多くあることから、その必要性や緊急性、また費用対効果などを検証し、優先順位をつけ、計画的に実施しているところです。

議員御質問のとおり、幹線道路や生活道路の整備・管理については、住民生活の利便性向上、また防災面からもその必要性は十二分に認識しており、引き続き、誰もが安全で安心して通行できる環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

事業部長、答弁ありがとうございます。僕もまだまだ、4年間の中で、町道の主要路線については、やはり定期的にね、事業部長が回っていただいている、職員も回って。ここから、あっこからというふうにいえども、主要道路をぱしっとするというと、予算にやっぱり限りがある中でね、順番というのはよく分かります。ただ、その中でね、今度、4月2日に我々の地元も愛護デーでレミを頂いてね、町道を補修させてもらったりする。

その中で、僕が一番訴えたいのは、やはり人を呼び込むためにはね、ちょっと頑張ってもらって、計画的なのはよう分かるけれども、主要道路、やっぱりさっきのこどもまんなかじゃないけど、若い子に目立つところをちょっと頑張って順番、予算、一生懸命取ってやってもらうように心がけてやってください。

また、主要道路については、町は当然とやってるんで、町のまちづくりの報告書には載ってないんやなというのはこれで勉強させていただいたので、細かいところを隅々まで、住んでいる町民の方々にね、もうほんまに凸凹やなとかね、草が生えてるなとか言われないように、また一緒に汗をかいて、まちづくりがホットに向くように、僕も頑張ってやりますので、道路行政についてはよくよく目立つように、「あ、やっとな」と思ってもらえるように努力してください。

僕は、この件はこれで結構です。頑張ってください。よろしく申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めの町長の地域経営についての御質問にお答えいたします。

まず、令和3年度の財政指標が好転傾向になったことについては、公債費の繰上償還や普通交付税が大幅に増加したことが大きな要因であります。しかし、財政指標が好転したものの、将来負担比率等の財政指標については県内でワー

スト1位となっており、県からの重症警報も継続し厳しい状況にあり、令和7年度までの財政健全化計画期間においては、緊縮的な予算で対応せざるを得ない状況となっております。一方では公共施設の老朽化が進んでおり、特に中学校の長寿命化などが急務であり、防災拠点としての新庁舎建設など、喫緊な事業も控えており、いかに計画的に実施していくかが課題であると考えております。ただ、緊縮型予算の中でも、子育て世代の移住・定住の促進を目的として、中央公園・北公園の大型複合遊具の設置、結婚新生活支援交付金、移住支援交付金などの予算措置をしているところでございます。

また、奈義町については、人口約7,500人で、少子化対策の奇跡の町として注目を浴びています。奈義町の子育て支援策として、出産祝い金や在宅育児支援金、高校生の就学支援金や奨学金半額返済免除、さらには新築住宅や空き家活用補助金などの取組をされており、本町との大きな違いにつきましては、多数の個人給付金による支援策に取り組まれている点でございます。

将来の平群町のために、県の重症警報からの脱却や将来の安定的な財政基盤の確立を図るため、緊急財政健全化計画を着実に実行しながら、平群町に住んでよかったと思ってもらえるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

総務部長、答弁ありがとうございます。僕、この1番から4番の中でね、やっぱり地域経営という言葉を使ったように、総合的に、町長を先頭にね、行政というのは常に走るというのか、ペースを上げながらね、周りの施策を見て進んでいく。やっぱりそこが一番重要やと僕は思います。隣の家はこんな生活をしているな、羨ましいな。自分のところが皆さんに羨ましがられる、そんな状況だったら、それを維持するようにその家庭は努力されると思います。まちづくりも一緒やと思うんです。やはり、よその町でこれだけ行ってる、うちはその代わり高校生まで医療費無償化やと、威張れるものがある。それを一生懸命アピールしてね、プラス・マイナス、限られた財源なんですから、できることをし、次につなげるためには、お金をばらまくだけが仕事やないと思うんです。行政の方々に、やはり町の人々との触れ合いを忘れることなく、情報を集めて、今年の令和5年度の予算を上手に使いながらね、足りないところを補っていく。これが役場の、僕は務めやと思います。

僕は、一般質問で最後、どういうふうに締めくくれたらいいかなと思って考えながらしゃべってるんですけども、何度も予算審議のときも話をさせてい

ただきましたが、町長、最後にね、令和5年度が始まるわけですから、町長の地域経営としてね、新しく再選されて、予算を上程されて、隣の町に負けないように、財源を見ながら施策を打っていく。また、僕も残念ながらこれで終わってしまうかも知れませんが、次につなげるためにも、ぜひともいい汗をかいて、情報を集めて、町長自らが先頭に立って、令和5年、一生懸命やっていくというふうに最後、御答弁いただいたら、僕のこの1期4年間もいい締めくくりができるなと思います。御答弁いただければありがたいです。よろしくお願ひします。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、長良議員の質問にお答えさせていただきます。

町長の地域経営ということですが、平群町は奈良県より重症警報が出されており、厳しい財政状況であります。人口減少に向けた本年度は、新たな取組として、待機児童の解消に向けて民設民営によるこども園の整備、若い子育て世代の移住・定住促進を図るための結婚新生活支援補助金交付事業や移住支援金交付事業を新たに予算計上を行っております。また、魅力ある公園に向けた遊具の設置や、平群町の基幹産業であります農業振興のための特定農業振興ゾーンの整備に対する予算も計上しております。

今回、2期目に当たりまして、町民の皆様とお約束した6項目について、着実に実施し、皆さんと共に、輝く平群の未来を職員と共に全力でつくってまいります。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

すみません、御答弁ありがとうございました。僕もこの令和5年度に向けて、しっかり自分も予算書を見れる4回目の機会を与えられて、一生懸命考えて質問させてもらったつもりです。どうぞ、令和5年度に向けてね、行政の方々も御苦労されると思いますが、リアルタイムで対応できますように、皆さん頑張ってください。

僕の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

午前10時5分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時53分)

再 開 (午前10時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7 番

それでは、通告に基づいて、大きく3点について質問いたします。

まず1点目は、櫛原山林のメガソーラー開発についてです。協栄ソーラーステーション合同会社の櫛原山林でのメガソーラー開発計画について質問します。

この開発で最も懸念されているのは、樁台住宅地など、下流域の安全が担保されていないことです。事業者は2019年11月に県から開発許可を受けましたが、2021年2月に開発計画の変更申請を提出。この申請が許可されていないにもかかわらず、同年2月中旬から山林の伐採工事を開始しました。しかし、当初計画の下流域河川の勾配の数値がでたらめだったことが平群のメガソーラーを考える会の指摘で発覚し、県知事が同年6月、工事停止命令をしました。しかし、工事停止までの4か月間で開発地の山林をほぼ皆伐したものの、伐採と同時並行して行うべき防災施設の設置をしなかったため、土石流などの災害の危険が高まりました。そのため、住民らは、安全が確保できる調整池等の防災施設の設置を県と町に強く求め、行政指導が行われました。しかし、事業者は県の指導になかなか従わないまま、昨年9月に2回目の変更申請を提出、県もこれを受理しました。そして、皆伐から1年7か月後の今年1月になって、やっと仮設防災施設が設置されたということです。これが櫛原山林のメガソーラー開発計画の今年2月末までの大まかな経過です。

この質問通告以降の今月初め、協栄ソーラーの変更申請を県が2月24日に許可していたことが判明しました。そこで、そのことも含めて、何点か質問します。

まず1点目、当初の計画申請書の勾配偽装。皆伐時に防災施設を設置せず、その後の県の指摘・指導にもかかわらず防災施設に1年7か月もかかったこと、さらに、住民に対して適切な説明をしていないこと、これが事業者の協栄のこ

の間の姿勢です。町長はこのような事業者を信頼に値すると考えておられるのか、まずお尋ねします。

2点目は、昨年12月に平群町が作成した「下流河川・水路の流下能力」。この能力では、測点33か所のうち21か所が3年確率の降雨であふれるとの結果でした。上流での開発がなくても、この21か所についてはあふれないように、計画的に改修する必要があります。ましてや48ヘクタールもの大規模開発の計画が上流であるわけですから、管理者の県と町は優先して改修すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

3点目は、県は昨年9月、事業者の変更申請を受理していますが、本来なら事業者の仮設防災施設設置後に受理すべきでした。この点について、町長の見解を伺います。

4点目は、平群のメガソーラーを考える会は、「この計画では、県の大和川調整池技術基準の厳密計算で調整池の容量が4,000トン以上不足する」と、専門家の知見も踏まえて指摘しています。県は具体的な説明もせずに、県議会で、調整池は基準を満たしていると強弁しています。この問題は、下流域住民の命に関わる問題です。住民の安全・安心を守る町長として、「なるほど、それなら大丈夫」と住民が納得する説明をするよう県に強く訴えるべきです。同時に、住民が納得しないままの工事再開は許されません。このことについても、町長として県知事に強く訴えるべきだと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、大きく2点目について、インボイス制度への町の対応についてということで質問します。

政府は、今年10月からインボイス、適格請求書制度を導入する考えです。インボイス制度では、消費税の課税取引を行う事業者が、税務署に課税者登録を行うことが必要です。課税者番号を記載したインボイスを仕入れの際に受け取れなければ、事業者の消費税負担額が増えてしまいます。この制度は自治体も例外ではありません。

そこで1点目、本町の一般会計や特別会計は、現在、消費税の申告をしていません。インボイス制度が始まれば、公有財産の売却や事業系のごみ手数料、売電など、インボイスの発行が必要になります。現在どのような対応を考えておられるのでしょうか。

2点目、インボイス制度が始まれば、インボイスが発行できない小規模の免税事業者と取引すると、その小規模事業者の消費税分も町の負担になることから、町がその事業者を取引対象から外さざるを得なくなるかもしれません。あるいは、取引継続のために課税業者への転換を求めることになるかもしれません。課税事業者へ転換すれば支出が増大することから、廃業する事業者も出て

くることが予想されます。いずれにしても、町内の免税事業者にとってデメリットしかありません。町行政としても、町内の免税事業者を守ることと、町の財政負担を抑える立場からもインボイス導入に反対すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

大きく三つ目は、椿井地区への商業施設の誘致について。国道168号東沿いの椿井地区への商業施設誘致について質問します。

この地区に商業施設誘致の計画から十数年がたちました。ホームセンターなど複数店舗の設置の開発申請提出まで行きながら、中心店舗の撤退で、今日まで耕作放棄地のままで放置され、景観上も大きな問題です。最近、今年中に開発申請がされ、年末にも工事着手との話を耳にしましたが、開発に向けて前に進んでいるのでしょうか。現状を説明してください。

以上、大きく3点について、町長をはじめ当局の明確な答弁をよろしく願います。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員御質問の1項目め、櫛原山林のメガソーラー開発について、順次お答えします。

まず、1点目の事業者が信頼に値するかとの御質問ですが、奈良県による2019年11月の開発許可については、事業者からの申請書類を信用してチェックを怠ったという指摘がされております。許認可事務に関しては、申請者が誰であれ、信頼するとかしないとかの予断を排して、事実だけを厳正に審査すべきであると、今回の事例において、改めて認識するところであります。よって、信頼云々といった次元で予断・臆断に影響されず、事務事業を執り行うべきと考えております。

次に、2点目の水路の流下能力についてですが、現在、事業者によって水路改修工事が進められております。椿台北側水路の直角に屈曲している部分、約3メートルにつきましては、隣接する住居の方と自治会役員の立会いの下、改修方法が協議されており、その下流部分の約30メートルはおおむね工事が完了しております。また、椿台より上流のため池横については、前回の議会では支障となる橋を下流側に移動させると申し上げましたが、橋は移動せず、水路をかさ上げして、水路断面を確保するという方法で工事完了をしております。なお、今後、開発工事の進捗に併せて、フラワーロードのり面水路の改修も予定されております。今後は町としても水路の状況を監視する中で、溢水や崩落の可能性のある箇所がありましたら、水路改修を行ってまいります。

3点目の奈良県による開発申請受理の件ですが、昨年9月の時点では、地形の改変、切土や盛土などはされていない状態で、仮設沈砂池11か所が完成しておりましたので、それにより、奈良県として開発申請を受理するとの判断をされたのではないかと考えております。

4点目の洪水調整池の設置基準についてですが、奈良県としては、森林法、宅地造成等規制法、大和川流域における総合治水の推進に関する条例及び大和川流域調整池技術基準などに定められている許可要件や技術基準に適合していることを厳正に審査し、許可をしたとのこと。かなり専門的な知識がないと理解が難しい問題がありますが、町としては、引き続き奈良県の見解についてはお伺いしてまいりますし、事業者には住民への説明を求めてまいります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

順次再質問します。

まず1点目、信用できるかどうか、それは問題ではないと、事実だけを審査すべきって、こういうふうに言うんだけどね、これから20年、あそこができればですよ、付き合わなあかんわけでしょう。ほんで、県にとってはね、その事業者が信用できようができませんよえでしょうけども、平群町にとっては直接関わるわけですから。後からでも言っている下流域の水路・河川の問題にしたってね、どうするのかと。もう最近は言わんようになりましたけども、今回は触れてませんけどもね、農園天国の盛土の上に調整池を造るわけでしょう。こういう問題だって、大雨が降ったときに、雨でいろいろ流れたりしたときでも、町が全部事業者と話をするわけじゃないですか。その相手が信用に足るかどうか、そんなものは関係ないっておかしいでしょう。全くあなたたち、信用できない相手であって、そうじゃなしに、これは例えばですよ、反社の人が入ってたとして、そんな信用のことは関係ないから、事実だけに基づいてやるんだと言うんですか。そんな無責任な態度、おかしいでしょう。

この間の、最初に平群町にあそこを開発したいと言ってきたの、正式に町のほうに打診があったのが2019年1月でしょう、あなたたちの話では。1月11日と言っていましたよね。そこからもう4年付き合ってるわけじゃないですか。この4年間、協栄ソーラーステーションがやってきたこと、住民に対してやってきたこと、それを見ていて、あなたたちは信用に足る、足るとは言われへんから事実だけ見てやるんですというわけ。その事実を見て、信用に足るかどうかを判断すべきじゃないんですか、町長。何回も言うのは嫌ですけど

も、命に関わる問題ですよ。このことはしっかり指摘して、何ぼ言っただってそれ以上答えないでしょうから。要するに、住民の命、安全を守る立場から言えばね、やっぱり信頼できる相手でないかね、あれだけ大がかりな、平群町の面積の2%にも及ぶ面積を開発するわけですから、そここのところはしっかり考えていただきたい。県が許可したからって、何でも追随すりゃええというものじゃないと思いますよ。その点、もう1回、町長、答えてください。信頼するに値すると思ってるのか思ってないのか。その点だけ答えてくださいね。

それから、2点目はですね、町がお金を出してやってもらったコンサルが、33か所の測点のうち21か所が3年確率の降雨であふれるって言ってるわけやから。この前、私、1月に国交省の人たちとも話をしましたが、その河川の専門家の話ではですね、開発があろうがなかろうが、さっきも言いましたけど、基本的にそういうあふれる川は管理者が責任を持って改修する、これが基本だというわけですよ。ただ、もちろん、誰も住んでないところでそんなことをすぐにやらんでも、計画的にやるべきだということでしたから、もちろんここについてもそれが言えると思う。ただ、上流で48ヘクタールもの開発をするということになればですね、当然、全面的というか、誰が金を出すかは別にして、その開発に見合った河川改修も含めてやるべきやと。今のままでも危ないということは、これは認めてるわけですから、それは当然すべきだろうと。

もしね、もちろんそのことで、今の答弁、何でしたっけ。改修を何か所かしたからもう大丈夫とは言わなかったよね。何か所か事業者にさせたと、こういうことですが、あくまでも管理責任は、この21か所のうち18か所は町の管理場所ですよ。一番下流の3か所については県です。これは県がやらなあかんねんけど、県議会ではやらないって答弁したらしいですけどね。県議会ではやらないって言ったのかな、いや、議会答弁かどうかちょっと分からないですけど、とにかくやらないって言ってるらしいですけども、もうこれこそ「何なの」と、管理者の責任放棄ではないかというふうに思うんですが、県のことは別にして、町としては当然、町管理の21か所のうち18か所、今回、何か所やられたのか知りませんが、全部やってないわけですから、残りはどうするのか。それについては今、答弁がなかったんで、もう一度答えてください。大丈夫だって言うんでしょうけども、もう一度答えてください。

それから、同時にここの問題で、もし災害が起こった場合、じゃあ誰の責任になるのかと。初めから3年確率の降雨であふれるって分かっているのに、あふれる場所を全て改修しなかったと。それで災害が起きたということになれば、当然、事業者じゃなくて、管理者としての町の責任になるとと思いますが、それ

はそれで間違いないですか。

それともう1点、仮設防災施設が、県はできたと言ってるんです、1月に。これ、せやけど、下流域の住民の人は誰もチェックしてないんですよ。県ができた、完了したって言ってるだけなんですよ。町はもちろん、当然チェックしていると思うので、これをきちっとチェックされたのかどうか、その点についても言ってくださいね。

三つ目とも今のは関連するんですけども、要するに言いたかったのは、9月1日の変更申請を県が受けたのがおかしいのではないかと。なぜなら、要するに、まだむちゃな皆伐をして、災害の可能性があるにもかかわらず、終わってないのに変更申請を出して、それを受理するのはおかしいって言ったら、今の答弁では、沈砂池が11か所できてたんでという答弁でしたけど、関係ないでしょう。あれは調整池じゃないわけだから、防災施設とは言えない。ただちよっと降った雨をそこへためるだけの話ですからね。だから後で仮設調整池をちゃんとせえということになったわけでしょう。だから、その点についても、今の答弁では納得できない。考え方によっては、要するに事業者の売電価格の維持のために県や町がね、町かどうか、県が便宜を図ったのではないかというふうに思うんですが、町はそう思われませんか。

それと、最後の4点目ですけども、4,000トン以上不足するというのは、これは国も認めてるんですよ。奈良県の大和川調整池技術基準。県は自分たちが決めた技術基準を、県議会の12日の、今開いてる委員会の中でもですね、わけの分からん答弁をいっぱいしてですね、河川課長ですけども。でも国のほうは、この計算で、住民側が指摘した4,000トン足りない、調整池の量が今度の新しい変更計画では足りないというのを、国のほうは計算式で見れば認めてるんです。ましてや、京大の奥西名誉教授もですね、この計算で間違いないって言ってるわけです。それを、県は全く認めず、また具体的にこれだから大丈夫ということを証明もせずですね、単に大丈夫だから許可したって、こういう答弁をしてるわけですよ。大丈夫だということで許可したって、こう言ってるわけですよ。その点、直接住民の命を守るという立場からね、町としてもきちっと計算して、どっちが正しいのか、私は計算すべきだというふうに思うんですよ。県に納得できる説明を求めよという質問ですけども、町としても基本的には計算式があるわけですから、計算してみてですね、ほんで県に意見を言うべきではないですか。町長、この点もどうでしょうか。

そういうことも含めてね、もう何か4月1日にまたビラがちらっと入って、全戸配布はしてないらしいですけども、住民説明会をやっと開くみたいなことを、それは工事を再開したいから開くって言ってるわけですけどもね。そ

ういうのも言ってるみたいですけども、それらの動きも含めて、住民が納得しない間、そんな簡単に工事を再開させるのはいかがなものかというふうに思いますので、その点についても町長の見解をお願いします。

これはずっとこの間、町も県も事業者に、住民にちゃんと説明しなさいというのを求めるというふうにずっと答弁してきていましたから、それをやっと、昨日かおとといの新聞折り込みか何かで入って、私も見てないですけど、こんなのが入ったという情報をもらったんですが、これも当然、最初の質問を出す前の話ですからね。町はどういうふうに認識されてるのか分からないですけども、以上、再質問に答えていただけますか。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

何点かにわたって再質問いただきましたので、お答えいたします。

信頼云々の話なんですけど、これ、先ほど答弁したとおりでございます。重要なことはですね、事業者とも、3点ぐらいですかね、協定書を結んでおります。これまで、奈良県が許可を出すまでもそうですが、例えば沈砂池なり、仮設の調整池なり、応急防災工事、こういったことも、その時点では奈良県と事業者のほうでかなり詳細な打合せ、あるいは県からの指導も受けて、事業者のほうで調整池等の建設をやってきたと。今回、許可が出まして、これからいよいよその工事が入るということになりますと、町と事業者の間での協定書に基づいて安全に進めていくということになります。

重要なのは、業者が平群町なり奈良県なりの指導を受けて、やるべきことをきちっとやってもらう、やらせていくということにあります。よって、信頼に足るような事業の進め方を、町の指導の下で、奈良県の指導の下できちっとやらせていくということでは信頼というものは醸成されていくものかなというふうに考えております。はなから信用するとか、あるいははなから信頼するとかということではないという、そういう答弁をしたつもりでございます。

それと、特に椿台北側の水路、これにつきましては、椿台より上流部分には3年確率で8か所溢水する可能性があるという部分がありますが、町が管理者として責任がある部分について、改修工事をしないのかと。しないという答弁をしたわけではないんですね。全線にわたって計画的にということもいいんですが、答弁の中で申し上げたのは、事業者の責任によってですね、責任の範囲で改修すべきところについては改修させていくと。また、本来事業者の責任ということではないんですが、関連するような、特に崩壊が心配されるようなところ、あるいは過去に椿台の住民の方が、ここがあふれたというようなお話が

あったところについて、L字型というか90度に水路が屈曲してるところですね。そういうところについては、事業者を指導して改修をさせております。今後、状況を見て、水路が溢水するような部分、あるいはそういう心配がある部分については、管理者の責任として改修もやっていきますという答弁をさせていただきます。

また、災害が起こったときの責任についてということですが、起こってないことに対して誰が責任を取るのかというのは難しいんですが、協定書等の中でも書いておるんですが、一つは、単に大雨が降ってですね、災害が起こったと。例えば水路が崩壊したとか、付近の田んぼが崩れたとか、そういったことに関しては、通常、やはり町のほうで災害復旧工事をするという形で行われます。ただし、例えば開発地内で大規模な崩落が起こって土石流が流れてきたというようなことになると、当然、開発者の責任ということになるでしょうし、もちろんそういうことが起こらないようにふだんからの監視をしていく、奈良県と一緒に工事期間中については十分注意して、監視をしていくと、そういうことで、大規模な開発が上流にあるような水路についてはですね、議員の言葉でも、優先的という言葉が使われてましたが、当然、優先的というか、最大限その部分の水路については監視をして、何か災害が起こらないかどうか、雨が降るたびにパトロールをすることとすることをしながら、また、そういう危険があれば管理者責任として工事もやっていくというようなことでお答えをしたつもりです。

沈砂池の状況で、県が受理をしたと。樹木の伐採はしてはしておりましたが、その時点では大きな規模の切土、盛土、こういう土地の改変をされてない状況。この段階で沈砂池を造っていたと。また、その沈砂池については、後に5年確率降雨ぐらいに対応するような沈砂池に拡大をしていったというところなんです。その後、今現在、開発の許可が下りましたので、開発の許可が下りた段階で、今の状況としましては、30年確率の調整池が出来上がっていると。それを基にですね、切り盛りの工事をやっていってもいいというようなことになると、順番としてはこういうことですので、それ自体は奈良県の判断で行われているものでございます。

それについて、町のほうでも、今現在、30年確率の大きな土堰堤だとか調整池、こういったものが出来上がっているのも確認しておりますし、その前の沈砂池についても、町のほうで確認をしております。それについては間違いのないということです。町のほうでも、おおむね、これまで沈砂池だとか調整池の建設工事の間はですね、月に1回程度は現場のパトロールもしておりますし、奈良県のほうでもパトロールをされてます。そういったところで確認をしてい

るところです。

それと、今回、奈良県が許可をするに当たりまして、奈良県が定めております技術基準に適合しているということで奈良県のほうでは説明をされております。確かに、この調整池の容量を決める計算方法というのはほかにもありますし、いわゆる厳密にということであれば、奈良県の基準と、方法によってはですね、それ以上の厳密であり、厳しい基準で計算することもできると思いますが、現状として、奈良県の定められた基準で、それに適合したものとして奈良県が許可をしている限りですね、町のほうでそのことに対して異議を唱えるというのはなかなか難しいのかなど。ただし、奈良県に関しても、平群町に関しても、今後工事が行われるということになりますと、その工事期間中、特に災害等の心配がありますので、これから梅雨どき、あるいは台風時期にかかってまいります。十分に監視をしながら、事業者との工事の進め方についてもしっかりと把握をしながら、災害を予防するということを念頭に、パトロールなり、業者との協議なりをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

時間がないからね、ちゃっちゃと答えろと言うたって、なかなかちゃっちゃと答えられる内容でないんで、私のほうもちゃっちゃと言いますけどもね。まず信用の問題ね、そういう言い方をしたら、これから信頼をつくるって、もう4年間も付き合ってるわけでしょう。それをね、そういうふうな。だから、色眼鏡で見ろとは言わないけども、これまでやってきたことなんか、めちゃくちゃじゃないですか。住民との約束かって、平気で破るんですよ。そうでしょう。皆伐しといてですね、何も防災施設を造らずに皆伐するなんて、そんなばかげたことを平気でやるんですよ。それも、2月に変更申請を出してて、その許可も出てないのにやるんですよ。おかしいじゃないですか。そんなところを信用しろと言うほうが大体、どだい無理な話でね。協定を結んでるから大丈夫って、その協定を結んでいるのにそんなことをやってきたんじゃないですか、これまでに。何を言ってるんですかと。町としてはそういうふうにしか答えられないというのは分からなくもないですけども、いずれにしても、そういうのは信用できない。

それから、さっき聞いて答えなかったですけども、県は1月にもうできたって、仮設の調整池が完了してると。今も参事のほうから、30年確率の降雨でも大丈夫な防災施設ができてるという話でしたけど、これは町としてちゃん

とチェックしたんでしょうね。ほんで、それができてるんだったら、やっぱり住民に公開すべきじゃないですか。その点も、もし答えられるなら教えてください。

それからですね、さっき、それは信用できない。そして、まだ防災施設もできていないのに9月1日に出したと。最後の変更届を出した。業者が出すのは勝手ですけどもですね、県がそれを受け付けたというのもおかしい話なんですよ。その時点では防災工事は終わってませんね。それから、河川の河川協議もやってません。そういうことが全部分かってるわけですよ。そういうことを分かってるのに、県は強引に受け付けてるわけです。後から全部、県は申請を受け付けてからそういう、本来申請までに必要な河川協議等も含めてですね、全く出さずに、じゃあ何でそんなことをしたんかというて、考えられるのは一つだけなんです。今年度中、2022年度、令和4年度中に、それも2月末までに基本的に変更申請を許可してもらわないと、売電価格が維持できないからでしょう。町もそれを知ってるんでしょう。そうとしか考えられない。このことは答えろとは言いませんけども、そういう業者だということですよ。それに県は合わせてやってる。

県議会の答弁でも、議事録を見てももらったら分かりますけれども、もう河川課長、わけ分からん答弁ですよ。ゴルフ場の許可がどうのこうのと、前もそういう話が出てましたけども、今、奈良県の大和川流域のあれについては、さっき言いました大和川調整池技術基準というのを使わなければならないのに、ゴルフ場開発の許可なんかと一緒にして、ごちゃ混ぜにして答弁してる。それは、ここ何日か前の議会、県の委員会での質疑を見てももらったら分かると思いますけれども、町もそれを見てください。

それとね、一番言いたいのは、その4,000トン足りない、調整池が足りない。4,000トンというたら、1割以上足りない、全体の中ではね。その1割以上も足りない、4,000トンも足りないのを県が認めたというのは、おかしいわけです。町は県が認めたんだから仕方がないというような言い方をしてますけども、さっき言ったように、町として計算し直したらどうですか。専門家に見てもらったら計算し直せるんですよ。県はそれをしないんです。ただ、何で私は町にそれをやってほしいって言うかという、住民の命、安全に関わるから、その一番近い責任の行政である町がですね、そのことをちゃんとやって、県に意見を言うべき。何でもかんでも、県がオーケーやからもう何でもええんです、大丈夫ですというわけにいかんでしょ。一方で、専門家の方も足らんと云ってるわけだから。県は自分とこの基準に対しても足らんの、それをきちんと説明もせずにですね、大丈夫と言い張ってるだけですからね。

だから、町長にはそこんところをちゃんとしていただきたい。その点だけ答弁してください。

それと、さっき言った仮設防災施設はもう十分できてるか、チェックしたかどうか。その点、二つ答弁してもらえますか。

それともう一つ、答えられるなら、4月1日にやるという住民説明会、全住民にきちっと周知徹底してほしいんですけども、こういうのは業者のほうにさせるべきやと思うんですが、その点についても答えてもらえますか。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

県基準の計算方法で計算すれば、それについてはチェックしたとしても同じ結果になるというふうに思います。計算方法、おっしゃってる、例えば厳密方式というようなやり方であれば、またその結果になるかなというふうに思います。それについては、先ほど答弁したとおりです。

仮設調整池をチェックしたのかということについても、先ほど答弁したとおりです。

それと、住民への公開ということなんですが、これから大規模な切り盛りの工事が始まろうとするわけですから、そこら辺の安全性等を考えながらですね、現地での説明会ということは以前からお話がありますが、可能かどうかについては今後検討していきたいと思います。

住民説明会の周知については、先ほど議員自らおっしゃったように、新聞折り込みでの周知を事業者がされてるということで、それでいいのではないかなと。それと別に、事業者にお聞きしましたら、下流域プラスアルファ10自治会ぐらいの自治会長へはそれぞれ文書で、説明会の開催についてお知らせをする文書を出すと言っておりましたので、それが出てるのかは確認しておりませんが、そういう形で周知されるということなので、それでいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

新聞折り込み、うちへ入ってないよ、言っとくけど。多くのところで入ってないよ。

「15日付で出てるみたい」の声あり

○ 7 番

もう1回出るって。15日というたらあしたか。どっちにしても、ほんで、厳密計算をしたらその数字になるやろうと。でも、県が言うてる計算をしたらそうなるやろう。でも県は、大和川調整池技術基準というのでやることになってるのに、県は何でそれでの計算して、そっちのほうを取らないんですか。おかしいでしょう。そこんところはやっぱりね。だって4,000トンも足らんということになれば、1982年でしたっけ、平群町でもネオポリスでね、死者が出た災害があったわけですから、その後にできた基準ですからね、それを受けてできた基準ですから。王寺町が水没するようなことになったわけですからね。そのときの豪雨でできた基準ですから、当然その基準できちっとやらないと、その基準でやったって今どきは想定外というようなことで、災害が起こることがあるわけですから。ちょっとね、やっぱりそこんところはきちっとね、住民の命を守るという点で本当に大丈夫だと思ってるのかどうか、最後にこれだけ、町長、聞きますわ。県が今度認めましたと、ほんで今、参事のほうからも、もう4月に入ったら、住民説明会が終わったら、大規模に土を動かして工事をする。ほんで、それで本当に町長は、県が認めてるんだから安全だと胸を張って言えるんですね。その点だけ、ちょっと答えてください。住民の方に、いや、そう言ってもらわないと。住民のほうは危なくて、怖くて仕方がないということになってるわけですから、町長、責任を持って「いや、大丈夫ですよ」と、県が認めたんですから。それは町長の口から言ってもらえますか。

○ 議 長

西脇町長。

○ 町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、住民の皆様が一番心配されているというのは、やはり災害が起こらないかということが一番心配されると思っております。町としても、住民の安心と安全を守る立場から、県と連携を図りながら、現場の安全性を注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 議 長

山口議員。

○ 7 番

いや、そんなもん当たり前のことですよ。責任を持てるんですかって聞いてるんですよ。だって、県がやるんだから間違いはないと思ってるんでしょう。そ

れだったら、はっきりそう言ってくださいよ。町長としては、もう県が変更計画を許可したんだから、あの変更計画で災害なんか起こりませんと、大丈夫ですと。河川については、ちょっとあふれたらすぐ直しますよと、さっきからの答弁はそういうことやと思いますけど。答えられないでしょう、そんなん。だって、県のほうがとにかく、もう何を言っても許可すると一点張りで来たんですから。全く反論も何もしない、住民の指摘に反論もせずに、とにかく認めるんだという姿勢ですよ。こんな危ないことないです。どこかに付度してるとしか考えられないじゃないですか。

知事は何て言ってると思いますか。「ほんまは反対やった」って言ってるらしいじゃないですか。何なんですかということ。知事も全然、現場なんてもうほんまにしっちゃかめっちゃかで、前もへぐり民報で書きましたけど、12時間ですよ、だんまりですよ。帰れとも言わず、12時間黙って、担当次長がまともに答えずに住民の相手をする。すごい人やなというふうに逆に思いますけども、それぐらい住民の方も真剣に、心配だからやってるにもかかわらず、県のどっち向いてんのや分からんような態度というのはね、やっぱり私はいかかなものかなと。町のほうからも本当なら、住民の心配をしっかりと取り除くように、県としても最後まで納得できる説明をしてくださいって町長が、知事にも進言するのが私は本来の姿やというふうに思います。

もうこれ以上言ったってできませんし、今日は1時間以内に終わるつもりなので、あと2問もありますので、この問題は終わりますけど、これ、工事が再開したとしても、本当に危険なことは変わりないですから、そこんところは行政のほうもしっかりチェックしてもらわないと。同時に、私はこういうことは一切認められない、今度の再開についても認められない、業者も信用できない。この質問の中で指摘したことについてはですね、町は町の立場で難しい面があるでしょうけども、私はそこんところはね、町としてもしっかり頭に入れてやっていただきたいということをお願いして、この1問目については終わります。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めのインボイス制度への町の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のインボイス制度の現在の対応についてでございます。開始に伴う本町の取組状況につきましては、昨年9月に県の説明会に出席し、その後、10月に各業務におけるインボイス対応の要否について、全庁的に照会を行いました。その結果、本年1月に一般会計と事業会計につきましては適格請求書

発行事業者の登録申請を行いました。特別会計の申請は行っておりません。

次に、2点目のインボイス制度導入に反対すべきではないかについてでございます。小規模の免税事業者の取引対象については、総務省の通知により、適格請求書発行事業者でない者を消費税の負担を増加すること等を理由として、競争入札に参加させないこととするような要件を定めることについては、適当ではないとされております。また、インボイス制度の導入については、平群町におきましては、地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者において仕入税額控除を受けることができなくなるなど不利益が生じますので、実施する必要があると考えています。今後も国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

立場はもちろん、決まればそれに従うというのは当然ですから、それはいいんですけどね。一番心配するのが、要するに町内の今、免税事業者。最初にも言いましたけど、インボイス、登録してもしなくても、どっちも地獄というふうに言われてるんですよね。登録したらしたで、小さい事業者なら1か月分の売上げがなくなるとか、登録しなかったら、今度、取引してもらえない、こういうことになりますよね。町としては、今、免税業者の下でどんな取引があるのか、ちょっと細かいことは分かりませんが、これ、インボイスの登録をしなかった場合ね、取引しないということにするんですか。その点はどのように考えてるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

再質問にお答えします。

先ほど答弁させていただきましたように、町が免税事業者を対象事業者から外すことはございません。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

外すことはなかって、じゃあそこと取引した場合、その免税業者が払うべき1割分の消費税を町がかぶることになるんですが、それはかぶってでもとい

うことなのか、ただ入札とか相見積りとかをするから、当然、値段が合わなくなるので、そっちをやめるとか、そういうことですか。いや、普通に考えたら、だってそんなんおかしいやろうと。何で私とかが、今まで、本来、その差額だけ払ったらええのに、最初の免税業者の分の消費税分まで次の人が払うことになるわけでしょう。それでも取引は別に今までどおりするということですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

免税事業者ですね。これまで町は課税事業者、免税事業者にかかわらず消費税を含んで、免税事業者も消費税を仕入れの段階で支払っているということで、消費税を含んで払ってますので、インボイス制度導入後についても、結果的に改めて消費税の負担が増えることはない、そのように考えてます。

○議長

山口議員。

○7番

それはおかしいでしょう。増えることはない、いや、それはおかしいでしょう。町の場合、ちょっと特殊な部分があるけど、普通の事業者で考えれば、最初、下請の企業から物を1万円で買いました。そしたら、1万円で買ったら、1万円に対して1,000円の消費税がつくわけでしょう。この1万円で買った分を1万5,000円で売りました、今度ね。そしたら、今度はその1万5,000円に対して1,500円の消費税がつくんだけど、最初、1,000円分についてはもう払ってるから、この中間のときは500円だけ出せばええわけでしょう。これ、最初の人消費税免税店だったら、1万5,000円の1,500円を出さなあかんようになるわけですよ、真ん中がね。町はそんなことは起こらないんですか。売買とか取引の内容によって変わってくると思うんですけど、町ではそういうことは起こらないということですね。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えします。

地方公共団体につきましては、一般会計につきましては、消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなされております。このことから、消費税の申告義務が免除されています。このことから、先ほど言いましたように、インボイスに対応した後も同様の取扱いとなるため、消費税の申告が免除されますので、負担が増えることはない、ということをございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

ちょっとよく分かんないですけども、それともう1点ね、最初に言いましたように、町内の今、免税の零細事業者にとっては大変な苦勞。通常、考えれば、今まで本来払うべきものを払ってなかったんやからええやないかという議論が一方であって、インボイスが導入されるわけですけどもね。でも、実際、下請業者というのは弱い立場ですから、消費税があろうがなかろうが、あろうがなかろうがっておかしいですけども、免税にしたって、そんなに利益があるわけじゃないんですよ。それが今度、確実にインボイス制度で税金を払う立場になってしまうとね、その分の収入が本当に、さっきも言ったように1割ぐらい減ると。そういう事業者を守るというのも、町にとっては必要があるので、どうなんですか、そういう相談というのはいろいろ、町のことは別にして、町内のそういう免税業者から相談とかですね、商工会からそういう問合せとか、町と取引してて、今までとどう変わるんですかとか、そういう問合せとかはあんのかどうか。それに対しては、町としてはどのように考えてるのか。もう一つは、守る立場で、町としては、どのように考えてるのか。その点、どうですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

零細事業者、免税事業者等につきましては、問合せがあるかないかということ、今いるメンバーに確認しましたら、今のところ聞いてないということでございます。

零細事業者を町として守る立場かどうかということにつきましては、現在、国の制度的には、このインボイス制度は、消費税が8%、10%の複数税率になったことをきっかけに導入される、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための制度ということになっていますので、このことをもって今の時点で、零細事業者を守る立場での方針は別に考えていないところでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

それなら、ぜひ考えてくださいね。商工会を通じてでもええですから、もう

10月まであと半年ほどですからね。やめてくれという声は非常に、フリーランスとか、それから何か新しい言葉で言うとギグワーカー。本当は労働者なんだけども、一人親方みたいな、ピザを配達するだけの仕事とか、そういう人たちも含めてね、これ、全部消費税がかかってくるわけですよ。なかったらもう仕事を切られるとかいうことになるわけですから、その辺、これからいろいろ問題が出てくると思うんで。

町としての、さっきのはちょっと私、理解できないんで、またゆっくり聞かせてもらいますけれども、この制度については、本当に弱い者いじめということと、それから8%と10%の2種類の消費税があるということなんですけどね、それなら5%にみんな下げろって言ってんだからね。下げて、これもやめればええというふうに思うんですが、これは町が答えるべきことじゃないんで、その点だけ指摘しておきます。

この件については、これで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、山口議員御質問の3項目め、椿井地区への商業施設の誘致についてお答えします。

国道186号沿い椿井地区への商業施設の誘致の現状ですが、現在、大型スーパーとホームセンターの2店舗が出店に向けて計画をされています。事業者からは、事業実施に当たり、警察、消防、奈良県、平群町の関係機関と協議を重ねている段階であり、昨年12月3日には地元の椿井自治会への説明会を終えたと報告を受けています。今後のスケジュールについては、現在調整中とのこと。なお、事業概要などについては、事前協議書が提出された後、議会に説明させていただきます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっと進んでるとい、今、答弁ですけども、あそこは相当広い、5ヘクタールでしたっけ、面積は。もう20年近く前から計画があっ、2度頓挫してるわけですけども。今回、大きいのが二つと、あといろいろできるんだと思うんですが、あそこ、全部使うということで間違いはないですか。もともとの計画地の全てを使うということで間違いはないかということと、それと、まだ協議、これからということなんですけれども、12月に地元地権者への説明とかとい

うことであつたんであればね、私、最初に言ったように、年内に、要するに県への開発申請とかその辺、大体の、おおむねこういう流れでということは出されてるのではないんですか。その点、もし分かってるんであれば答えていただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

今回、出店を計画されてますスーパーとホームセンター、土地の面積ですけども、以前、コーナと、その後にはもう1者、開発の計画がありましたけども、利用される土地の面積についてはほぼ変わりございません。

それと、今後のスケジュールなんですけども、現在、町のほうともいろいろ協議を進めておりますけども、今、業者のほうでは事前協議書の提出の準備をしておると。それと、地元へ説明会をされたと先ほど申し上げましたが、そのときには、事業者の説明としましては、早くて来年、1年ですから、令和5年中に許認可を取っていきたいと。そして、早ければ令和5年末からの工事着手で、工事期間は11か月から16か月と説明されたと、そのように聞いております。事業者が県に対して、開発の都市計画法の29条協議をしていくわけでございますけども、それについても年内には完了を目標にされると、そのように聞いております。

○議長

山口議員。

○7番

なるべく早く、もうとにかく雑草がすごいですからね、あそこ。周りは草刈りをしてもらってますけども、雑草がすごいのと、土を置いてるところなんて、もう林みたいになっちゃってますから。まあまあ、ブルでば一っと押せばすぐできるんでしょうけども、できるだけ早くということで。特に、あそこについてはもうずっと、南のほうの地域の人にとっては景観上の問題がね、やっぱりいろいろあるんで。

ただ、前回もそうでしたけども、中で道をつけたりする。以前、今ある椿井の公民館へ行く道を、あそこから国道へ入るのを左折だけにするとかいうことでちょっともめてたようなこともありましたんで、その点については、地元ではしっかりとね、答弁は要りませんが、その辺についても、町のほうもね、警察協議はその辺、事前にスムーズに行くようにですね、しっかりとお手伝いするというか、そういうことも必要だと思いますんで、ぜひそのことはお願いしておきます。

それと、申請を出されたら、早急に議会のほうにも説明していただいでですね、住民に開示していただくというふうにしていただきたいと思うんですが、その点はよろしいですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

先ほども申し上げたところでございますけども、事前協議が提出されましたらですね、議会のほうに説明させていただきます。

○議長

山口議員。

○7番

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

午前11時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時02分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく3点について質問いたします。行政側のほうにおかれましては、簡単明瞭な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目でございます。平群町役場出張所を南北に開所してはという質問でございます。

平群町は、総面積約24キロ平方メートルで、東西では約5.5キロ、南北では約6キロの地形となっております。平群町住民にとっては、様々な行政手続は本庁、役場庁舎の手続が基本となっております。東西地域は主に山間が多く、また南北地域は居住地が中心となった地域であります。

西和7町のうち、住民の利便性の観点から、役場以外に出張所を設けて、住民の利便性の向上に寄与されている町もございます。例えば、7か町では王寺町が2か所、王寺町南出張所、北出張所がございます。上牧町では1か所、片岡台出張所があります。河合町は河合町役場出張所1か所が設置されています。出張所の設置については、戸籍や住民票の写しなどの発行、戸籍・住民異動や印鑑登録、国民健康保険や国民年金の資格など、身近な行政サービスを提供されておられます。地理的においても、住民の利便性向上、特に高齢者対策の観点からも出張所を設置すべきであると思っております。

そこで質問いたします。現在、西和7町の管内で設置されてる出張所の利用の状況や住民の意見をまず聞いていただけないですか。この部分、その点について御答弁をお願いいたします。

2点目につきましては、新庁舎建設計画についてであります。

令和4年9月議会において質問した内容と答弁では、役場本庁舎は昭和30年代に建てられ、その後、西庁舎、南庁舎が増築されております。特に本庁舎の老朽化が著しく、耐震性を欠き、震災発生時には防災拠点としての役割が果たせず、職員や住民の生命・財産を保守できない課題を抱えており、新庁舎建設は最重要課題と認識し、質問をいたしました。そのとき、町は、財政状況を見据えながら基本構想に着手してまいりたいとの御答弁でありました。また、工事着工までには通常工程として基本構想、基本計画、実施設計などがあり、住民や議会との協議期間や入札事務などを含んでも三、四年ぐらい要するものと考えているとも前回答弁されました。

そこでお聞きをいたします。現在、庁舎建設基金は約1,800万円で、令和5年度は基金積立てとして約2,000万円を予定されておられます。1番目、起債の償還は令和元年度から令和10年度となっております。10年間に事業化をされることが起債の同意の要件となって借金をいたしました。残り5年間に新庁舎建設に着手していかなければならない起債であります。そこで、総事業費は幾らぐらい予定されていますか。また、財源内訳はどのように考えておられますか。今回この件については、今議会で質問され、一定の見解はされましたが、改めて再度御答弁をお願いいたします。

3番目、デマンドタクシー本格運行について。

既存の公共交通機関などでは支援できない高齢者を支える地域福祉事業として、デマンドタクシーが運行されております。多くの高齢者が登録をしていただき、利用増につながることを願って、毎定例議会に質問しております。令和4年11月末までの登録者数累計は、登録者数は1,321人で、予約者数累計は7,110人でありました。

そこでお聞きをいたします。1点目、令和5年2月末までの登録者数累計、また予約者数累計、また登録者数累計はということでお願いをいたします。

2点目については、昨年の12月議会で、条件を撤廃し、平群町内在住の65歳以上、約7,100人が利用できるようにすべきと提案したところ、町長は、デマンド事業は介護保険を利用した事業でありますので、介護保険料を負担していただいておりますので、公平性の観点から、全ての高齢者に利用できるように考えてまいりたいとの答弁を頂きました。そしたら、いつから利用者の条件を撤廃されるのかお聞きします。

3点目、令和5年度に本格運行実施に向けた課題の整理を行うとされておりますが、住民が切望されている、特に大型病院への運行予定はどのように考えておられますか。

以上3点について、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の1項目めの、西和7町の管内で設置されている出張所の利用の状況や、住民の意見を聞くことについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、本町は南北地域を中心に住宅地が存在しており、また、今後、高齢化が進行する中で、役場に来庁しての手続が困難な方の増加が見込まれています。そこで、議員御提案の出張所の設置の是非については、既に設置されている近隣町、王寺町、上牧町、河合町の利用人数や業務内容、人員配置等について確認をしながら、費用対効果も踏まえ、総合的に調査研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

今、御答弁、部長がされたように、近隣7か町のほうで、3町のほうへ行っているような意見も聞いてくるとか、いろんな質問、勉強してくるということは、僕が今質問させていただいたことに共鳴をしていただいた答弁というふうに理解してよろしいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、御提案につきましては、住民サービスの向上におきまして、一定の認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

部長が一定理解していただき、調査研究するというのを御答弁いただきましたので、一日も早く調査に行ってくださいことを祈念しております。この調査、よろしく願いをいたします。

今回、この点についてはこれ以上質問はしませんので、ひとつよろしく願いいたします。この点については、これで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの新庁舎建設計画についての御質問にお答えいたします。

新庁舎の建設につきましては、庁舎用地の公共用地先行取得債の条件として、返済が完了するまでに着手する要件があり、また、防災の観点からも早期に対応が必要な課題であると認識しております。令和5年度につきましては、庁舎検討チームにおいて、基本計画で求められる建設規模や建設事業費の財源、将来の公債費負担、建設スケジュール等の検討の予定をしており、庁舎建設基金として2,000万円の積み増しを計上しているところでございます。

議員御質問の総事業費につきましては、県内での建設事業費などを参考にはしておりますが、庁舎建設費用の算出は、階数や面積、構造のほか、物価高騰の影響などにより建設費は大きく変わりますので、基本計画を策定していく中で、総事業費の概算把握をしてまいりたいと考えております。

また、財源内訳につきましては、補助金、交付金などを模索していくこととなりますが、現時点では、地方債75%充当で、残りの25%は一般財源となることから、可能な限り庁舎建設基金の積立てを行っていく必要があると考えています。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

建設費は約10億円から20億円ぐらいという答弁が今議会でされました。それと、まだ内部協議を行っていないので、総事業費については差し控えたい

との副町長の御答弁もございました。

報道機関では、30年以内に70%から80%の確率で、東日本大震災を大きく上回ると予想される東南海地震の発生が報道されておるところでございます。私の試算でいきますと、人口2万人規模の建設費は大体十五、六億円ぐらいかかるのではないかなど。まして、またそれに備品等3億円を加え、実質的には18億円から20億円ぐらいの予算が僕は必要ではないかなと思います。そのうち、財源の内訳として、先ほどおっしゃったように、建築に関わっての一般財源は25%の約3億7,500万円及び備品で3億円、合わせて約7億円ぐらいの一般財源が私は必要ではないかと想定をします。そうなれば、残り、実質あと5年で果たして7億円の庁舎建設基金が確保できるのか。そうすれば、年間1億5,000万円、この後5年間で積み立てなければならぬわけでございます。それについて、西岡部長はどのように思っておられますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

議員お述べのように、財政状況から見ればかなり厳しい状況ではありますが、庁舎建設に係る一般財源の一部をカバーできるよう、建設費の25%を積み立てることを目標にしていきたいと思います。また、それを目指しまして、今年度以降、積立額を増やしていけるよう努めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

大変なことでございます。僕が何が言いたかったかということ、今、財政が非常によくなってきたというふうなお考えの方もおいでになるように思います。しかし、住民の生命・財産を守る上において、一番防災の起点であります庁舎。この庁舎が、このままでは大変なことになりますので、果たして防災機能が機能できるのか、また、防災の本部ができるのかということ、非常に危惧しております。

町長、約7億円ね。そのぐらいの一般財源が僕は必要ではないかと思えます。いろいろ緊縮予算ということで、先ほどある方への御答弁でおっしゃったように、令和7年度まで緊縮予算でいきますよということでございます。その理解はよく分かりますけども、この起債も、先ほど言いました令和10年度には必ずくわ入れ式、着工式をせねばならぬわけでございますので、その点も皆さ

ん理解していただいて、一日も早くですよ、10年と言わず、もうちょっと早くでもくわ入れ式ができますように、町長をはじめ、行政の方におきましては、財政が厳しい折でございますが、いろんな最優先事項があると思いますが、庁舎建設については最大の最優先事項として御理解していただきますように、今後よろしくお願いを申し上げます。

この点については、これで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めのデマンドタクシーについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の登録者数累計と予約者数累計についてでございます。令和5年2月28日現在、登録者数累計は1,404名で、予約者数累計は8,701名となっております。

次に、2点目のいつから利用者の条件を撤廃するのかについてでございます。現在の実証運行期間中においては、主に車両台数、運行区域、運行時間の適正、そしてデマンドタクシーがフレイル予防として実用性があるのかを検証するため、フレイル状態、フレイル予備軍を対象に、外出支援につなげる福祉事業として実施をしております。そこで検証結果を踏まえまして、町全体の公共交通の在り方を勘案しながら、それぞれのニーズに応じ、すみ分けられた公共交通を構築する必要があると考えています。

議員御提案の利用者の条件撤廃につきましては、介護保険料を負担いただく65歳以上の方全員を対象とし、公平性を確保しながら、デマンドタクシーの運行目的であるフレイル予防に資する事業として、検証結果を踏まえた上で、本格運行に向け、条件を撤廃してまいりたいと考えています。

次に、3点目の大型病院への運行はどのように考えているのかについてでございます。デマンドタクシー運行開始前から、近隣の総合病院への運行区域の拡大については多くの皆様から要望があり、認識をしております。実現に至るためには、町全体の公共交通の在り方を十分に検討し、地域公共交通会議での理解、合意を得ることが大前提となりますので、実証運行の最終年となる来年度において、住民の皆様方の要望を十分に受け止め、必要に応じて各関係機関とも協議しながら、令和6年4月からの実現に向け、より利便性の高いデマンド型乗合タクシーを目指してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

1点目については、実績でございましたので、先ほど実績、おっしゃっていただいたこと、それはそれで結構なんです。

2点目について、要するに、先ほどおっしゃったように、目標の登録者数、予約者数は大きくクリアできているわけでございます。そこで、本格運行に向けて、現在の課題の一つ一つをクリアしていくということが住民の要望に与えらると、それがデマンドタクシーの本格運行につながるものと私も思います。それが、私は令和5年4月の撤廃ではなく、来年度途中で撤廃するという事で、条件を撤廃すると認識してよろしいですか。まずそれについて御答弁願えますか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

再質問にお答えします。

議員御提案のとおり、デマンド型乗合タクシーの本格運行に向けては多くの課題が存在しますので、一つ一つその課題をクリアしていく必要があると考えています。そこで、介護保険料を負担する高齢者全体を対象とすることで、より一層の多くの課題が見いだされると考えています。実証運行期間中に、より多くの問題解決を行うため、利用者の条件については、来年度途中で撤廃してまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

今、大事なことをおっしゃったわけございまして、4月1日はちょっとしんどいと。けれども、令和5年度中には今までの条件を全部撤廃しますよということをおっしゃったというふうに私は理解します。

それは、僕は正しいことだと思います。なぜならば、令和6年度から本格運行するんやから、撤廃することによって、7,100人の対象者が御利用されることによって、これはこういうことをしたらいいんちゃうか、こういう要望が欲しい、例えば時間帯とか、何曜日まで運行してほしいとか、いろんな御要望が、僕は一人でも多くの方が、65歳以上の方が出るといふふうに私は理解しています。この点については、町長ね、速やかに、早く撤廃されることを僕は願っております。速やかに、早くすればするほど住民の声が多く聞こえるよう

になりますので、その点、よろしく申し上げますと、そのように要望しておきます。

そこでお聞きします。今度ね、介護保険の関係でありますので、住民福祉部長にちょっとお聞きします。本格運行にたくさんの方が利用していただくとなれば、介護保険の関係で、デマンド車両等の経費がね、たくさん増大するというふうには私は予想するんですけど、その点、住民福祉部長はどのように御見解をお持ちでございますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

予算的なお話かと思えます。令和5年度につきましては、今議会でお示しさせていただいてるように、前年度の実績見込みにより計上しているところで、令和5年度をもって第8期の介護保険事業計画が終了いたします。新たに第9期介護保険事業計画が令和6年度から始まっていくわけですので、その中で介護保険事業計画等策定委員会に図ってまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

となれば、第9期に向かったの議論を策定の関係でされるということ、事業をされるということでございますので、担当部長ね、町長もね、これこそ本格的に、令和6年度から運行されますので、もうこっちの事業の、第9期の介護保険事業計画は策定されますのでね、そこも連動してなりますので、一日も早く本格運行をお願いしたいなというふうな予定でね、条件を撤廃していただいて、お金はどのぐらいかかるということをね、介護保険の事業のほうへ行きますんでね。

それと、令和3年、令和4年、令和5年でね、県からの補助金ももう終わるわけでございます。そういうことで、3年で実証運行も終わりますので、町長、そこをようわきまえていただきましてね、一日も早く撤廃していただいて、二つの大型病院並びに時間帯、それとか曜日、それと車の増設、いろいろとありますんでね。これは行政のほうから先に出して、介護保険の方と、両方の担当者とやり合いをしやなあきませんでね、そこはよう連携を取ってくださいね。

要するにね、一日も早くやっていただきたいというのはね、こういうことで

すねん。この間、ちょっとテレビか何かでやってたんやけど、路線バスですよ。そうならば、路線バスに影響が、何かいろいろあるみたいなことも御存じやと思うけども、今度、補助金ね、社会資本整備総合交付金ってありますやろ。これが路線バスにね、補助金が使えるというふうな、路線バスを廃止するにおいてね、廃止の要望がないように、そこで補填するというようなこともこの間、ちょっと新聞に書いてあったかな。そういうこともちょっと調査研究していただいて、何が言いたいかって、今現在ある路線バスにあまり支障がないようにね。デマンドタクシーが増えれば増えるほど、今度、路線バスに影響しますんで、路線バスはなくしたら具合が悪いのですので、そこでそういうふうな補助、交付金が事業に出るということで、そっちのほうもちょっと調査研究をお願いいたします。

一定、本格的に、もう令和6年度から住民がね、いち早くこの本格運行によって皆、平群に住んでよかったなと言っていただけ、高齢者への対応ができるようにね、常に私も切望しておりますし、町長も切望されておりますのでね。町長、この令和5年度が一番大切なデマンド、公共交通については機関になりますので、そこをわきまえて、町長の御答弁をひとつお願いを申し上げます。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員のデマンドタクシーの本格運行についてということで、対象者につきましては、令和6年度に本格運行するに当たり、幾つかの課題をクリアしていく必要があります。介護保険納税者の声を探るために、利用の拡大を図っていくためにいきたいというふうに思っております。そして、第9期の介護保険の事業計画の事業に際するためにも、そういうふうな資料を取っていきたく思っております。町外の総合病院についても、第9期の介護保険事業計画の策定委員会に諮り、地域公共交通会議にも諮ってまいりたいと思っております。できるだけ住民の利便性の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

町長の強い決意をお聞きいたしましたので、町長、大きく期待をしておりますので、来年度、令和5年度はよろしく、本格運行について協議をしてください。お願いいたします。

以上、私の質問はこれをもって終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時半まで休憩といたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時40分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号9番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○9番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。若い世代の定住促進と近鉄生駒線の利便性向上のための協議について。町営住宅の特定入居並びに空き家募集予定状況と改修・改装状況について。以上、大きく2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、若い世代の定住促進と近鉄生駒線の利便性向上のための協議についてお伺いいたします。

議員1年目の平成15年12月議会にて、私は、交通の利便性を高め、魅力ある町として若い世代の定住を促進する手法の一つとして、近鉄生駒駅発王寺駅行きの最終電車をより遅い時間に運行いただく要望をする必要について初めて取り上げてから、およそ19年が経過いたしました。平成15年当時は、難波駅23時10分発の奈良行き快速急行に乗車しなければ、平群町まで生駒線で帰りつけないという状況でした。その一般質問もきっかけとなり、町は1年半ぶりに近鉄との協議の場を持たれ、今後、年一度程度の割合で協議することになり、終電車を遅くしていくことについても要望として上げていきたいとのことでした。その後、これまで合計7議会において、私はこの要望について取り上げてきました。

その間にも近鉄生駒線は、平成16年3月からは車掌の同乗をやめ、ワンマンでの運転、平成25年2月からは竜田川駅、元山上口駅の駅員の無人化等、利用者数減による収入減少の対策として、経費節減を図られてきました。直近の平成30年6月議会の質問では、近鉄生駒線が、平成29年10月22日の

台風 21 号に伴う大雨による三郷町でののり面崩落事故の影響により、徐行運転に伴うダイヤ変更の結果、15 分ごとの運転が 20 分ごとと便数が減少している現状に対し、最終電車は、生駒発王寺行き最終が 23 時 57 分発と、平成 22 年と比較すると 21 分も遅くなっており、難波駅発 23 時 25 分発の奈良行き急行に乗車すると、生駒駅着 23 時 48 分となり、生駒駅発王寺行き最終の 23 時 57 分発に乗車できるようになりました。しかし、難波駅 23 時 40 分発の奈良行き特急、生駒駅零時 0 分着、難波駅 23 時 45 分発の奈良行き急行、生駒駅零時 10 分着、難波駅 23 時 55 分発の奈良行き最終区間準急、生駒駅零時 24 分着の電車では王寺行きに乗車することができませんと申し上げました。

その後、令和元年 12 月議会において、全議員により決議された近鉄生駒線 1 時間 4 本運行の再開を求める決議としての要望書を、同年 12 月 23 日、西脇平群町長、森三郷町長、高岡三郷町議会議長、当時議長であった私も共に近鉄本社を訪問し、提出いたしました。その結果、近鉄本社より 2 名の方が三郷町役場へ来庁いただき、勢野北口駅から竜田川駅間の崩落箇所の復旧工事が完了し、徐行運転が解除されることを前提として、以前と同様の総本数の復活とまではいかないが、平日に限り、朝夕の 1 時間 4 本運行の再開及び生駒発王寺行きの最終電車の発車時刻を少し遅らせ、現在、午前零時 0 分生駒着の難波発特急に連絡するような方向で関係機関と調整中である旨の御返答を頂きました。

そして現在、朝夕は 1 時間 4 本の運行がなされ、最終電車についても、生駒発王寺行き最終が零時 3 分発と、以前と比較すると 6 分遅くしていただき、難波駅発 23 時 34 分発の西大寺行き準急に乗車すると、生駒駅着零時 0 分、難波駅発 23 時 30 分発の奈良行き特急に乗車すると、生駒駅着 23 時 48 分となり、どちらも生駒発王寺行き最終の零時 3 分発に乗車できるようになりました。

しかし、少子化、人口減少に歯止めがかからず、利用客数の減少が続く中、コロナ禍の影響によるテレワーク等の在宅業務の増加による利用客数の減少という厳しい運営状況でもあったことが予想される中、令和 4 年 11 月 7 日改正のダイヤにおいても全体本数は減数されず、朝夕の 1 時間 4 本運行はこれまでどおり確保していただきました。ただ、難波駅 23 時 45 分発の奈良行き急行、生駒駅零時 10 分着、難波駅 23 時 55 分発の奈良行き最終の準急、生駒駅零時 24 分着の電車では、王寺行きが運行されていない状況は改正されていないのが現状です。

ちなみに、令和 5 年 3 月 1 日現在の J R 王寺駅回りの終電の状況は、J R 難

波駅 23 時 19 分発加茂駅快速に乗車すると、王寺駅に 23 時 45 分に到着し、王寺駅 23 時 51 分発生駒行きに乗車できますが、それ以後の難波発王寺着の 3 本の電車では、生駒行きの連絡がありません。なお、JR 難波発王寺行きの最終電車は零時 16 分発で、王寺着は零時 53 分となっており、最近少し変更され、JR 難波駅 23 時 19 分発加茂行き快速以後の本数も 5 本から 3 本に減少されたようです。

現在の交渉内容としては、平成 24 年 9 月に 6 自治会より提出された竜田川駅の空調設備の整った待合室の設置やバリアフリー化が主なものであるかもしれませんが、最終目標は、難波発最終で平群まで帰り着くことが望み、要望でございますが、まずは難波駅 23 時 45 分発奈良行き急行の生駒駅零時 10 分着の電車に乗車しても連絡があるよう、平群方面に帰り着くようにならないのかと引き続き要望いただきたいと思います。

近鉄電車の利便性向上は、定住促進政策の生命線であると言っても過言ではないと思われまます。少子化、人口減少による利用者数の減少は利便性の低下につながっていく懸念があり、若い世代の定住促進政策にも逆風の要素となってしまう心配もあります。

そこで、6 点お伺いいたします。

①近鉄生駒線の利便性向上については、若い世代の定住促進政策の生命線・絶対的条件であると思っておりますが、町はどのようにお考えでしょうか。

②朝夕の 1 時間 4 本の確保について、町の考えと今後の協議方針はどのようにお考えでしょうか。

③王寺行き最終電車を難波駅 23 時 55 分発の奈良行き最終の準急、生駒駅零時 24 分着に乗車しても連絡があるようにしていただきたいと思いますのですが、当面はせめて難波駅 23 時 45 分発の奈良行き急行、生駒駅零時 10 分着に乗車しても乗り継ぎができるよう、現在、王寺行き最終の零時 3 分発をあと 10 分程度遅い最終電車にさせていただく要望をしていただきたいと思いますのですが、町の考え方と今後の協議方針はどのようにお考えでしょうか。

④近鉄との現在の協議状況及び協議内容については、どのようになっているのでしょうか。

⑤協議の方向性については、平群マルシェや観光イベント等による集客、利用者増の連携についても重要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

⑥今回創設された平群町結婚新生活支援補助金は、定住促進に向けても追い風の新規政策になると期待し、継続して実施いただきたいと思いますのですが、どのようにお考えでしょうか。

次に、大きな 2 点目は、町営住宅の特定入居並びに空き家募集予定状況と改

修・改装状況についてお聞きします。

1951年（昭和26年）7月1日、公営住宅法が施行され、目的として、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし制定された法律に基づき、管理運営されているのが町営住宅であります。

現存する町営住宅は、昭和29年に建設が始まり、実に約70年近くも経過している住宅もあり、それらの耐用年数の経過した木造の町営住宅については、老朽化が著しく、維持補修、改修には多額の経費が必要で、建て替えも困難な状況であることから、早期の老朽木造住宅の解消と入居者の居住の安全確保の観点から、空き家となった他の公営住宅への特定入居として平成22年度より移転を進められていますが、当該住宅の入居者の大半が高齢者であり、移転となれば家賃が上がり負担が増えること、住み慣れた場所からの移転を敬遠されることなど、それぞれ個々様々な理由により特定入居が進まないとお聞きしています。

一方、退出・転居され空き家となっている町営住宅を改修されないでそのままにされている住宅も多いように思いますが、災害や事故等に見舞われ、急に住宅に困窮された方々の一時的な避難場所としても常に確保するためにも、即時に入居できる状況にしておくべきだと思います。

そこで、5点お伺いいたします。

①下垣内住宅、福貴住宅、西宮住宅、若井東住宅、若井北住宅、くろもと団地、若井改良住宅、それぞれの管理戸数と入居戸数はどのようになっているのでしょうか。

②特定入居対象者の住宅場所別のそれぞれの対象戸数はどのようになっているのでしょうか。

③これまでの特定入居移転戸数の状況及びそれぞれの移転先住宅場所名はどのようになっているのでしょうか。

④過去5年間の町営住宅及び小集落改良住宅の空き家募集戸数状況と、それぞれの申込み状況はどのようになっているのでしょうか。

⑤現在の募集可能住宅のそれぞれの空き家数と改装完了数及び令和5年度改修予定戸数状況はどのようになっているのでしょうか。

⑥未改修住宅戸数が毎年度存在しており、入居希望があっても入居できない方がおられる状況が続いているように思われます。災害や災難に襲われた方々のためにも、常時入居可能にしておく必要があると思われませんが、いかがお考えですか。

以上、大きく2点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山田議員の1項目めの、若い世代の定住促進と近鉄生駒線の利便性向上のための協議についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の近鉄生駒線の利便性の向上と若い世代の定住促進政策について、近鉄等の公共交通の利便性の向上は、住民の生活環境の向上はもとより、これから移住しようとする方々の居住地の重要な選択条件となっており、若い世代の定住促進政策に欠かせないものであると考えています。

次に、2点目の朝夕の1時間4本の確保についてでございます。現在、平群駅発の早朝における時間帯では、始発の5時22分から5時台で2本、6時台が3本、7時台が5本、8時台が4本となっており、混雑時の7時台が一番多く、5本の運行となっております。今後におきましても、通勤・通学時間帯での住民の利便性の向上を図るため、現状の運行本数を確保できるよう、協議を進めてまいりたいと考えています。また、近隣市町の考え方、方針を確認の上、可能であれば本町のみならず、共同して近鉄に対し協議する方向で進めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の王寺行き最終電車を10分程度遅らす要望についてでございます。現在、大阪からの帰宅の際、難波駅23時34分発に乗車しなければ、生駒駅零時3分発王寺行きの最終電車で間に合わないのが現状となっております。生駒駅発王寺行きを10分遅くする要望につきましても、本町からの要望事項として近鉄に申し入れるとともに、このことについても、可能であれば近隣市町と共同で協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、4点目の近鉄との協議状況及び内容についてでございます。例年では、近鉄と奈良県と平群町の3者で近鉄生駒線利用促進協議会を開催してまいりました。しかしながら、令和元年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会の開催は見送っている状況であり、また、近鉄側への協議内容が複数の担当部署にまたがることから、これまでの協議会形式ではなく、書面での協議の依頼がありました。平群町としまして、近鉄生駒線の利便性向上、乗客数の増を目指すことを目的として、協議書を提出しております。協議内容については、無人駅への駅員配置、駅構内のバリアフリー化、駅構内外へのポスター等の掲出について、平群町内4駅でのシニアカーの利用実現についての4点でございます。また、竜田川駅のバリアフリー化につきましても、近鉄と担当者レベルの面談により、協議を継続して行っています。令和3年9月には奈良

県内の一部の駅において駅係員の配置体制に変更があり、県内15市町長連名により、近鉄に対して各駅構内の利便性向上に向けた要望書を提出しており、今後におきましても引き続き事業者及び奈良県と近鉄生駒線の利便性向上に向けた協議を重ねてまいりたいと考えています。

次に、5点目のイベント等による集客、利用客増の連携についてでございます。近鉄の利用者数の増加を図るため、昨年11月より近鉄本社と共同によるイベント、ツアーを開催しているところであり、住民の皆様からも好評を得ております。また、議員お述べのとおり、駅前の総合文化センターを核とした観光イベント等による鉄道利用者の増を図るための方策についても、近鉄と共に検討してまいりたいと考えています。

次に、6点目の平群町結婚新生活支援補助事業につきましては、若い世代の移住・定住を目的とした国の交付金事業を活用して実施する新規事業であり、まずは当事業について各方面に情報発信し、多くの新婚世帯の方に利用していただけるよう周知に努めてまいります。令和6年度以降につきましては、令和5年度事業の利用状況を検証する中で総合的に判断してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。順次再質問させていただきます。

1点、2点、3点目は、一応確認を取ったということで、同じような考えで、1点目については生命線・絶対的条件という言葉はなかったのかなと思いますけども、私はそういうふうに思うんですけど、重要であるということの認識は変わらないと。また、1時間4本運行についてもこのまま継続を要望していきたい、最終電車についても、近隣町も含めて協議、要望していきたいということで、特に、それはそれで結構です。

4点目についても、これまでどおりの要望をしていただく。令和3年9月の駅員の配置体制の変更。これ、奈良県下で、あちこちでということで、平群にとっては、平群駅の駅員さんが常時おられることがなくなったということだと思うんですけど、その辺についても少し、確認としてお答えいただきたい。

それから、この時点では利用促進協議会、県を含めた協議会ということを定期的で開催してたけど、これについては書面で、向こうさんから出してくださいということで。あまり本来、書面でのやり取りであると、いろんなコミュニケーションが取りにくい、取りづらい。本来、私はこれまで言ってきたように、

むしろこちらから出向いてですね、来ていただくのではなく、町長自らが出向いて行って交渉いただきたいと思うんですけど、5点目が出てきましたイベント、これについては、近鉄に、少し聞いてましたのは出向いてですね、いろいろと協議を開催されたということで、膝を突き合わせて、対面式で協議をするということはいろんな交渉事、話もできますんでね、それはそれで、そのことを続けて行っていただきたいと思うんですけども。

このイベントですね、補助金がたしか300万円であったのかなと思うんですけど、その辺のことについて、もう少し詳しく御説明を頂きたいんですけど、そのときのマイタウンにもいろいろ、伊勢のほうへの観光イベントとして宿泊もあったのかな。それも含めて応募、住民の方々の募集を募って、住民の方々の負担としては無料で実施されたと思うんですけど、その辺の補助金の関係のことや応募状況、どの程度の応募があったのかも含めて、詳しく説明を頂きたいと思います。

それから、6点目についてなんですけど、予算委員会の中でもいろいろな質問が出てたんですけど、要綱も議案と一緒に配付されていまして、その中にもいろいろと、年齢のことや5年間住み続けていただかなければならないこととか、いろいろ中身は載ってるんですが。そして、国庫補助が3分の2で、町負担が3分の1ということで、30万円が限度ということであったんですけど、これはいつまで、いつまでというか単年度、今の時点では、要綱を見ましても来年の3月31日までになってましたんで、恐らく、今の見通しでは単年度の補助なのかなと思うんですが、その辺の確認と。

私、これまでも、若い世代の家賃補助をするべきだということを、ずっとしたほうがいいんじゃないかということを訴えてきている間に、隣の三郷町や、奈良県内では御所市さんが次々とそういう事業を行われていかれたんですけど、ある意味、この施策を引っ張ってくるというか、見つけてきたというか、実施するに至るということは、今回新しく創設されたまちづくりの室の実績というか、成果というかが現れた結果だと思うんですね。この施策が本当に人気を呼んでですね、魅力ある町として評価されることを大いに期待するんですけど、ちなみに4年度も実績があったように聞いているんですけども、県内の4年度の他の自治体、市町村の実施された実績というのはどういうふうになっているんでしょうか。お答えいただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

まず近鉄との協議についてということで、現在はコロナウイルスの関係で、書面を中心に行ってまいりましたが、昨年の4月には、担当者レベルでございますが、近鉄本社へ出向きながら、利便性向上に向けて協議も行った経緯もございます。議員お述べのように、直接お会いして協議することは大変重要なことと考えていますので、町としまして、議員お述べのように年1回ぐらいは近鉄本社に出向きながら、会議できるような機会を持てるように努めてまいりたいと考えています。

続いて、近鉄との共同ツアーの詳細についてということで、この事業につきましては、議員お述べのように、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金という、これを活用しての、支援金300万円を活用して実施したものでございます。内容としましては、伊勢志摩方面へ観光特急しまかぜと団体専用列車「楽」による列車ツアーで、対象は平群町の住民で、参加費は無料となっています。列車ツアーの開催につきましては、3回に分けての企画で、各ツアーごとに広報で周知を行い、募集人数が定員を超えれば抽せんということで実施をしております。

内容でございます。1回目は鳥羽コース、観光特急しまかぜによる日帰りプランでございます。日程のほうは昨年の11月12日土曜日。参加者は30名。内容につきましては、鳥羽駅までの特急券・乗車券のほか、鳥羽まるみえパスポートつきということで実施をしております。

2回目は賢島コースということで、団体専用列車「楽」による日帰りプランと宿泊プラン、二つございます。日帰りプランは今年の2月18日土曜日で、参加者は38名。内容につきましては、賢島までの特急券・乗車券のほか、昼食及び温泉つきになってます。同じく宿泊プランが2月18日・19日、土日になりますけども、参加者が42名。内容につきましては、賢島までの特急券・乗車券のほか、宿泊がついております。

最後に、3回目でございます。鶯方コースとしまして、観光特急しまかぜによる日帰りプランということで、これはまだなんですけども、3月25日土曜日の予定です。参加者が、今のところ30名ということになっています。これは特急券・乗車券のほか、志摩スペイン村の1日パスポート券つきとなっています。

3回のこの企画ツアーについてなんですけども、どのツアーについてもかなり募集のほうが多くなっています。参加者合計で140名に対して、応募が679名ということで、約5倍近くありまして、これで抽せんによってやっております。参加された方については、役場に御礼の電話を頂くなど、非常に反響はよかったのかなと感じています。このツアーを通じまして近鉄の取組も認識も

されまして、鉄道事業者の活性化、利用増にもつながるのではないかと考えています。

あと、結婚新生活支援補助事業の令和4年度の状況でございます。令和4年度で6団体、3市2町1村ということで、櫃原市、五條市、宇陀市、三宅町、田原本町、川上村が実施をされています。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。議員、4点目の御質問の答弁の中で、令和3年9月に要望書の提出ということで御確認を頂きました。先ほど議員お述べいただきましたように、平群駅の駅員の配置について、常時配置される部分から巡回型の駅員配置ということに変更がなされました。それに対しまして、県内15市町連名により要望書を出したという件でございます。

以上です。

○議長

まち未来推進室参事。

○まち未来推進室参事

御質問にありました結婚生活の補助事業は、単年の補助事業であるかということに対してお答えいたします。

そちらにつきましては、基本は今のところは、平群町としましては単年度の補助事業という形で考えております。ただ、国の事業を活用しての事業実施という形になりますので、国の状況を見据えながら、補助事業が、国のほうが続くようでありましたら、また検討のほうも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

何点か再質問させていただきます。

近鉄との協議については、しっかりと書面、メールではなくて、対面することも大事であるという認識もいただいているということで、非常にそのことは大事だと思うんですね。それについても、どうしても要望ばかりになってしまうんですけど、今回のこのイベントのように、よりよいものにするための協議をしていくということがやっぱり重要な部分を占めるということは、十分同じ認識を持っていただいていると思うんです。そういう意味で、町のイベントも含

めていろいろと、電話やメールだけじゃなしに、小さなことでもわざわざ用事をつくってですね、報告に行っていたかというような、お忙しい中でしょうけども、町長自らも定期的というか、年に1回でもですね、町の観光イベント、そういうのも含めて報告していただいて、協議を進めていただくことが大切だと思います。

コロナ禍の交付金を利用されての補助金だったと思うんですけど、この伊勢方面のイベントについては、140名ぐらいの定員で700名近い応募があったということでは、住民の方々も十分関心を持っていただいた、そういうことが口コミでもまた、こういうことで行ってきたということも友達や近所の方にお話ししていただくと、大変有意義な、「平群町、いいところあるやん」というふうなことにもなってくることもあるんでね。今後もそういった補助金等があるようであれば、しっかりとアンテナを張っていただいて、利用していただけるように引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

そのことになってくるとですね、6点目の結婚新生活支援補助金を実施するに当たってはですね、まち未来推進室のほうの大変な御努力もいただいたと思うんですが、いろんな国のほうの政策としても、定住促進というのは一つの課題としても考えていただいていると思うので、いろんな補助金もこれからも出てくるかもわかりません。そういう意味では、アンテナを張っていただくことを引き続いてお願いをするんですけども、せっかくなつくっていただいた制度でございませぬ。これ、単年度で終わっちゃうと、あまりにもインパクトが少ないし、たまたまそれを受け取った方が、ラッキーなときに結婚したなということになっちゃうんでね。この平群町で住み続けたい、住みたい、ここで新婚生活を送りたい、子どもを育てたいと、そう思っていたくためには継続が必要だと思うんですよ。それはこの場で、これほどの金額、1世帯30万円になってくると大きな金額でございませぬ。町単費でというわけにはなかなかいかないと思うんです。そういう意味でも、国庫補助も探しながらですね、進めていただきたいということはそうなんですけど、町としても何らかのできることを、仮になくなくても、すぐにやめてしまうというのはあまりにも、やった実績が実績として出てこないように思うんですけど、そういう意味では、町としても、違う方法も含めてですね、継続していかなければならないと思うんですが、その点については、今後ですね、町長はどのようにお考えでしょうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議 長
町長。

○町 長

それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、近鉄との協議ということなんですけれども、昨年10月11日に、近鉄の社長のほうが役場のほうへ来庁されました。このとき、懇談の中で、町から地方創生臨時交付金300万円を助成したことは近鉄社長も承知をしており、町の援助に対しましては本当に御理解を頂いたというふうになっているところでございます。また、近鉄生駒線は平群町にとって地域公共交通の要であり、利便性の向上から、これを行うことによって、若者世代の流入の人口にもつながりますので、今後、協議の場を持っていきたいというふうに考えております。

また、若者世代の定住促進の新婚生活交付金事業についてでございます。これについては、今年度より創設を行いました。先ほど参事が答弁しましたが、国庫補助事業を活用した事業であるということで、補助金が継続される間は実施してまいりたいというふうに考えております。補助事業が終了するとなれば、費用対効果も検証しながら、新たな事業等についても今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

町長のほうから、なかなか財政が厳しい折ですから、1世帯30万円というお金が大きいのは理解できますけど、費用対効果も考えながら、いろんな施策を実施していきたいということでございますんですね、継続して若い世代にアピールできるようなことも含めて、また、まち未来推進室も、その辺もしっかりとアンテナを張っていただいてですね、定住促進にも向け、また、それが近鉄の利便性向上、利用客増につながるように頑張っていただきたいというか、なるように、そんな政策も含めて検討いただきますことをお願いをいたしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、山田議員御質問の2項目め、町営住宅の特定入居並びに空き家募集予定状況と改修・改装状況についてお答えします。

まず1点目の各住宅の管理戸数と入居戸数ですが、下垣内住宅は管理戸数9戸、入居戸数6戸。福貴住宅は管理戸数7戸、入居戸数6戸。西宮住宅は管理戸数11戸、入居戸数9戸。若井東住宅は管理戸数12戸、入居戸数12戸。

若井北住宅は管理戸数 11 戸、入居戸数 11 戸。くろもと団地は管理戸数 36 戸、入居戸数 27 戸です。改良住宅は管理戸数 54 戸、入居戸数 46 戸です。

2 点目の特定入居対象者の住宅場所別のそれぞれの対象戸数ですが、下垣内住宅で 3 戸、福貴住宅が 6 戸、西宮住宅が 7 戸です。

3 点目の、これまでの特定入居移転戸数の状況及びそれぞれの移転住宅場所ですが、これまで 7 戸の移転があり、下垣内住宅から改良住宅への移転が 3 戸と若井東住宅への移転が 1 戸、下垣内北住宅から若井北住宅への移転が 1 戸、福貴住宅から若井北住宅への移転が 2 戸となっています。

4 点目の過去 5 年間の町営住宅及び小集落改良住宅の空き家募集戸数状況とそれぞれの申込み状況ですが、平成 29 年度は募集を行っておりません。平成 30 年度はくろもと団地で 2 戸募集し、2 戸の応募、2 戸の入居がありました。令和元年度は町営住宅 2 戸、改良住宅 2 戸の合計 4 戸を募集し、町営住宅で 1 戸の応募、1 戸の入居がありました。改良住宅は応募がありませんでした。令和 2 年度では、町営住宅 1 戸、改良住宅 3 戸の合計 4 戸を募集し、町営住宅では 2 戸の応募、1 戸の入居がありました。改良住宅では 2 戸の応募、2 戸の入居がありました。令和 3 年度と 4 年度は募集を行っておりません。

5 点目の現在の募集可能住宅のそれぞれの空き室数と改修完了数ですが、令和 5 年度当初で、くろもと団地では空き室 3 戸で全て改修完了済み、このうち 2 戸は令和 5 年度で募集予定です。改良住宅では空き室 1 戸で改修完了済み、この 1 戸は令和 5 年度で募集予定です。また、未改修の戸数は、くろもと団地が 6 戸、改良住宅が 7 戸です。令和 5 年度改修予定戸数ですが、改良住宅で 1 戸の予定をしています。

6 点目の常時入居可能にしておく必要があるのではとのことですが、基本的には議員御指摘のとおり、退去などによる空き室がある場合は、その状況に応じて必要な改修工事を行い、常時入居可能な状態にしておく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9 番

それでは順次、何点か再質問させていただきます。

1 点目の各住宅の管理戸数と入居戸数について御報告いただいたんですけども、差引きしますと、後でも出てきますが、空室がくろもと団地で 9、若井改良住宅が 8 ということになってくるんですね、空室が。

2 点目の特定入居対象者の住宅場所別の対象戸数ということですが、下

垣内住宅が、管理は9で入居が6、対象が3。福貴住宅が、管理が7で入居が6、対象が6。西宮住宅が、管理が11、入居が9、対象が7。空き室になったところは順次解体もされているんですけど、管理戸数と入居戸数での差異というのは2個1といいますか、1棟で2家族が住んでおられるんで、解体ができない部分もあるのかなど。入居戸数と特定入居の対象が違うのは、それぞれのおの個人の事情、状況があつてのことだと推察させていただきますので、この点についても御答弁は、再質問はありませんので結構です。

3点目についても再質問はないんですが、7戸の特定入居の移転実績があるということなんですけど、それに比べると、対象戸数の今、あと16軒が特定入居が進んでいないということになるんですね。これも高齢等の理由も含めてですね、個々の地域コミュニティーが確立されておつて、引っ越しするのも寂しいとか、いろんな事情もあつてなかなか進まないと思うんですけど、受け入れるほうもいろいろと、空室状況も、先ほど言ったように数もありますんですね、引っ越しされたときに、隣が全然知らない人ばかりというのではなく、例えば2軒一緒にどうですかということであればですね、また特定入居も進むかもわかりませんので、その辺も含めてですね、今後の検討課題としていただきたいと思います。

4点目は少し御答弁いただきたいんですが、過去の5年間の募集状況なんですけども、いろいろとあつた中で、29年度と令和3年度・4年度は募集を行っていないということだったんですが、過去、それまでの間に、募集戸数全てが埋まってる年度もありましたし、募集したけども、募集の数に応募が達しなかった年度もあつた状況なんですけど、なぜ募集をされていないのか。その間に空き家の問合せとか、募集をしてほしいとかいう要望はなかったんでしょうか。この点についてお答えをお願いします。

それから、5点目ですね。改装の完了数なんですけど、先ほど言いましたように、くろもと団地が9部屋空いて、若井の改良住宅が8部屋空いているんですけど、改修済みがくろもと3の改良住宅1。そして、今度の募集がくろもと2で若井の改良住宅が1。未改修の部分が、くろもと団地が6部屋、若井改良住宅が7戸あるんですね。令和5年の改修は若井改良住宅1戸と聞いているんですけど、この改修をされていない状況というのは、最後の6点目に出てくる時にですね、基本的に常時入居可能な状態にしておく必要があるということ、全く同感なんですけど、それと言葉と合致してないんですよ。

常に空き家の数が多くてですね、財政的に厳しいのも理解できるんですが、委員会の中でも出てましたけど、通常の民間では考えられない。というのは、民間では回転させるために、空いたら、利用者がある限りは一日でも早く借主

を埋めようとするんですけど、別に町は営利目的でやってるわけではないのでね、そこについてはまた若干違うかもわかりませんが、常に空いている状態で置いとくのではなしに、どちらにしても改修しなければならない。それが今年するのか、来年するのか、3年後にするのかにしても、改修費用がかかってくるわけですよ。また、年度が遅くなっていくほど建設物価も上がっていくわけなんでね。そういう意味では、すぐに対応するべきだと思うんですが、私が答えを言ったのかもわかりませんが、なぜ改修工事が進まないんですか。その点についてお答えいただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

再質問にお答えしたいと思います。

まず4点目関連のですね、空き室があったときになぜ募集をしないのかというようなことでございます。当初の答弁のほうで、29年度、3年度、4年度は募集を行っていないとお答えさせていただきました。理由につきましては、29年度、令和3年度につきましては募集可能な空き室がなかったと、こういうことでございます。令和4年度についてはですね、改良住宅1戸とくろもと団地1戸の合計2戸の募集を計画しておりましたが、改良住宅の1戸ですね、これは同じ改良住宅に入居の方で、道路と玄関の間に段差、勾配があって、非常に利用しづらい。その方は身体的にも困っておられましたので、段差の少ない、改修済みの改良住宅に転居していただいたということで、募集には至っておりません。くろもと団地は改修と募集の時期の加減もありまして、募集を行っていないというのが現状であります。

それと、6点目関連のですね。空き室があるのになぜ募集をしないのかというようなことでございます。これについては、先ほど議員が御指摘されたこととございますが、御指摘のとおり、公営住宅については、やはりその設置目的に照らし合わせて、空き室があればやはり必要な改修を行い、入居可能な状態にしておく、そういう必要があるのは認識しておりますけれども、改修が追いついていない状況がございます。引き続き必要な予算確保に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

改修ができていなかったら募集はできないということで、募集も滞っていると

いうか、されてなかったことはあると思う。引き続き、常時入居可能な状態にしていく必要があるということは認識いただいているんですよ。ほんで、予算確保に努めていきたいと。予算確保に努めていきたいと言われても、今年度も当初予算では1軒でしょう。そうすると、今年度の予算を執行したとしても、くろもとが9部屋空いて、若井も6部屋未改修で、改良住宅も6部屋未改修、12戸の未改修が残ってしまうという状況なんです。それは緊急時のために幾つかの部屋を、いつでも住める状態で、また貸さないで置いておくということもある意味、若干数は必要なのかもしれませんが、前の人に住んで、出ていったままで放置されているというのは、非常によくはないと思う。

これは本来、財政的な、予算的な問題が大きいと思うんですけどね。ここで町長に約束していただくわけにもいかないんで、要望にとどめておきますけどね。これは町長、しっかりと検討いただいて、もう少し戸数を増やしていただく。そのためにもね、提案ですけど、全く新品同様というか、新たにきれいにする必要もない住宅もあると思うんですよ。そんなに汚れていない、ちょっと掃除をすれば利用可能だと。そういうことも必要だと思う。ただ、新しく入った人にとって、この住宅とこの住宅のきれいさが違うという不満といいますか、苦情がないようにね。新たな形でね、内覧会みたいにしてですね、募集と同時に、いつからいつまでの間に役場に言っていただいて、見てくださいよ、場所も含めて、中も見せますよという形であればね、そんなにすごくお金をかけてきれいにする必要も半減するのかなというふうにも思いますんで、予算を執行する段階ですら、ある程度その辺も吟味していただいて、今後の経費節減、なおかつ常に改装ができていく状態を保っていただきたいと思うんですが、その辺について再度御答弁、お考えをお聞きできますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの御質問ですけども、議員お述べのとおり、空き室があるにもかかわらず改修ができていない状況、この辺については、住宅管理の上で、そのような御指摘は重く受け止めたいと思っております。

それと、住宅募集のやり方ですけども、現在までは、住宅募集に対しては、例えばくろもと団地何戸、町営住宅何戸募集と、それだけの広報記事にとどまっておりますけども、今後はもう少しですね、例えば何LDKとか、そのような情報も付して募集もしていきたいと思っておりますし、問合せがあつて、募集をされている物件を見たいと、そのようなことがあれば見ていただくことも可能とするような募集内容にしていきたいと思っております。

改修に当たりましては、やはり予算が必要になってくるとは思いますけども、議員から御提案もありましたけども、状況に応じて改修工事を行って、できるだけきれいな状態に入っていただく、そういうことを念頭に置きながらですね、引き続き必要な予算確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

山田議員。

○9 番

予算確保に努めていきたいと言っていたんですけど、もう1点だけ。やっぱり高齢化、下垣内や西宮や福貴も含めてなんですけど、若井の中でも、くろもと団地なんかにお住まいの方も高齢化が進んでいます。そういう意味で今現在、若井の中の町営住宅に住んでおられる方も、いろいろな要望の中で、改良住宅のほうに越したいとかいう要望もいろいろ出てると思うんですよ。そういう意味では、予算的に、財源も必要で、厳しい状況の中では大変だと思うんですけども、年に1戸で数多く残るのではなくですね、しっかりと改装・改修工事を進めるように予算づけをしていただくということをお願いを申し上げまして、私の質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 2時25分)